

運行管理体制の徹底を図る改正について

(本年4月以後適用)

平成19年5月
適正化事業課

この度、国土交通省から運行管理体制の徹底を図るため、貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正に伴い、同規則の解釈及び運用の改正通達(4月施行、別紙のとおり)が発出されましたので、お知らせ致します。

本改正は、昨年2月の「監査の強化」、そして、10月の「運輸安全マネジメントの導入」とともに三位一体で自動車運送事業の総合的な安全対策を進め、輸送の安全確保の徹底を図ろうとするもので、改正の概要等は以下のとおりです。

(主な改正の概要)

1. 営業所と車庫が離れている場合、車庫において対面点呼による点呼が可能となった。

※ 次の2～5. は、前提として、それぞれの営業所は貨物自動車運送適正化事業実施機関が認定している安全性優良事業所(Gマーク営業所)であること。

2. 同一事業者の複数Gマーク営業所の点呼にあっては、一つのGマーク営業所においてIT点呼により行うことができることとなった。また、IT点呼による実施時間帯は閑散時の連続8時間以内(原則、深夜・早朝をいう)とすること。

3. 2地点間を定時で運行するなど、定型的な業務形態にある同一事業者内の複数Gマーク営業所において、他のGマーク営業所での対面による点呼が可能となった。

4. 同一敷地内に複数の営業所が所在するグループ企業(資本関係がある)が、同一敷地内の、一つのGマーク営業所の運行管理者等により、閑散時(2.と同様)に対面による点呼が可能となった。

5. 上記2及び4.の点呼を実施しようとする場合は、実施報告書を滋賀運輸支局長へ事前提出(10日前までに)。また、実施内容の変更(事前)及び終了(遅滞なく)も同様。

6. 2地点間を定時で運行するなど、定型的な業務形態にある同一事業者内の双方のGマーク営業所が、運行途中において他営業所の運転者と相互に交替する場合について明確化された。

7. 補助者(旧:代務者)の位置付けの明確化、補助者による点呼は行うべき点呼の総数の3分の2未満(運行管理者は3分の1以上)とする。

改 正 案

現 行

<p>（点呼等）</p> <p>第七条 貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を開始しようとする運転者に対し、対面（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法）により点呼を行い、次に掲げる事項について報告を求め、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示をしなければならない。ただし、輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所において、貨物自動車運送事業者が点呼を行う場合にあつては、当該貨物自動車運送事業者は、対面による点呼と同等の効果有するものとして国土交通大臣が定めた機器による点呼を行うことができる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>2 貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を終了した運転者に対し、対面（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法）により点呼を行い、当該乗務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況並びに他の運転者と交替した場合にあつては第十七条第四号の規定による通告について報告を求めなければならない。ただし、輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所において、貨物自動車運送事業者が点呼を行う場合にあつては、当該貨物自動車運送事業者は、対面による点呼と同等の効果有するものとして国土交通大臣が定めた機器による点呼を行うことができる。</p> <p>3 貨物自動車運送事業者は、前二項に規定する点呼のいずれも対面（輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所において、貨物自動車運送事業者が点呼を行う場合にあつては、国土交通大臣が定めた機器による方法を含む。）で行うことができな乗務を行う運転者に対し、当該点呼のほかに、当該乗務の途中において少なくとも一回電話その他の方法により点呼を行い、第一項第一号に掲げる事項について報告を求め、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示をしなければならない。</p> <p>4 貨物自動車運送事業者は、前三項の規定により点呼を行い、報告を求め、指示をしたときは、運転者ごとに点呼を行った旨、報告及び指示の内容及び次に掲げる事項を記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。</p> <p>一 点呼を行った者及び点呼を受けた運転者の氏名</p> <p>二 点呼を受けた運転者が乗務する事業用自動車の自動車登録番号その他</p>
--

<p>（点呼等）</p> <p>第七条 貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を開始しようとする運転者に対し、対面（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法）により点呼を行い、次に掲げる事項について報告を求め、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示をしなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>2 貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を終了した運転者に対し、対面（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法）により点呼を行い、当該乗務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況並びに他の運転者と交替した場合にあつては第十七条第四号の規定による通告について報告を求めなければならない。</p> <p>3 貨物自動車運送事業者は、前二項に規定する点呼のいずれも対面で行うことができな乗務を行う運転者に対し、当該点呼のほかに、当該乗務の途中において少なくとも一回電話その他の方法により点呼を行い、第一項第一号に掲げる事項について報告を求め、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示をしなければならない。</p> <p>4 貨物自動車運送事業者は、前三項の規定により点呼を行い、報告を求め、指示をしたときは、運転者ごとに点呼を行った旨並びに報告及び指示の内容を記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。</p>
--

の当該事業用自動車を識別できる表示

三 点呼の日時

四 点呼の方法

五 その他必要な事項

(運行管理者等の選任)

第十八条 (略)

2 一の営業所において複数の運行管理者を選任する一般貨物自動車運送事業者等は、それらの業務を統括する運行管理者(以下「統括運行管理者」という。)を選任しなければならない。

3 一般貨物自動車運送事業者等は、国土交通大臣が認定する講習を修了した者のうちから、運行管理者の業務を補助させるための者(以下「補助者」という。)を選任することができる。

4 第十条第三項から第五項までの規定は、前項の認定について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあり、並びに同条第四項及び第五項中「第二項」とあるのは「第十八条第三項」と、同条第三項及び第五項中「適性診断」とあるのは「講習」と、同条第三項中「診断の」とあるのは「講習事務の」と読み替えるものとする。

(運行管理者の業務)

第二十条 (略)

一 一十五 (略)

十六 第十八条第三項の規定により選任された補助者に対する指導及び監督を行うこと。

十七 (略)

2・3 (略)

4 統括運行管理者は、前三項の規定による運行管理者の業務を統括しなければならぬ。

(運行管理規程)

第二十一条 一般貨物自動車運送事業者等は、運行管理者の職務及び権限、統括運行管理者を選任しなければならない営業所にあつてはその職務及び権限並びに事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務の処理基準に関する規程(以下「運行管理規程」という。)を定めなければならない。

2 (略)

(運行管理者の選任)

第十八条 (略)

(運行管理者の業務)

第二十条 (略)

一 一十五 (略)

十六 (略)

2・3 (略)

(運行管理規程)

第二十一条 一般貨物自動車運送事業者等は、運行管理者の職務、権限及び複数の運行管理者を選任する営業所にあつては前条に規定する業務を統括する運行管理者並びに事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務の処理基準に関する規程(以下「運行管理規程」という。)を定めなければならない。

2 (略)

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について（新旧対照表）

新	旧
<p>国自総第 510号 国自貨第 118号 国自整第 211号 平成15年 3月10日 一部改正 国自総第 330号 国自貨第 94号 国自整第 96号 平成18年10月27日 一部改正 国自総第 588号 国自貨第 165号 国自整第 180号 平成19年 3月30日</p>	<p>国自総第 510号 国自貨第 118号 国自整第 211号 平成15年 3月10日 一部改正 国自総第 330号 国自貨第 94号 国自整第 96号 平成18年10月27日</p>
<p>各地方運輸局自動車交通部長 殿 （関東・近畿）運輸局自動車業務監査指導部長 殿 各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p>自動車交通局総務課安全対策室長 自動車交通局貨物課長 自動車交通局技術安全部整備課長</p>	<p>各地方運輸局自動車交通部長 殿 （関東・近畿）運輸局自動車業務監査指導部長 殿 各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p>自動車交通局総務課安全対策室長 自動車交通局貨物課長 自動車交通局技術安全部整備課長</p>
<p>貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について</p> <p>鉄道事業法等の一部を改正する法律(平成14年法律第77号)が平成15年4月1日から施行されることに伴い、貨物自動車運送事業輸送安全規則(平成2年運輸省令第22号。以下「規則」という。)について見直しが行われたところであるが、これに併せ、過去の通達により周知徹底されてきた各規定の趣旨及び施行に当たっての留意点のうち、現在もその意義を有しているもの並びに今回の見直しにおいて改正された規定のうち重要なものの趣旨及び施行に当たっての留意点について整理の上、下記のとおりとりまとめたので、業務の実施に遺漏なきよう取り計らわれない。</p> <p>なお、本通達の制定に伴い、「貨物自動車運送事業輸送安全規則の細部取扱について」</p>	<p>貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について</p> <p>鉄道事業法等の一部を改正する法律(平成14年法律第77号)が平成15年4月1日から施行されることに伴い、貨物自動車運送事業輸送安全規則(平成2年運輸省令第22号。以下「規則」という。)について見直しが行われたところであるが、これに併せ、過去の通達により周知徹底されてきた各規定の趣旨及び施行に当たっての留意点のうち、現在もその意義を有しているもの並びに今回の見直しにおいて改正された規定のうち重要なものの趣旨及び施行に当たっての留意点について整理の上、下記のとおりとりまとめたので、業務の実施に遺漏なきよう取り計らわれない。</p> <p>なお、本通達の制定に伴い、「貨物自動車運送事業輸送安全規則の細部取扱について」</p>

(平成2年9月20日付け貨技第88号。以下「旧通達」という。)は、本年3月31日限りで廃止する。

記

第2条の2 輸送の安全

「貨物自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針」(平成18年国土交通省告示第1090号)及び「自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について」(平成18年9月27日付け国自総第321号、国自旅第180号、国自貨第84号。以下「安全マネジメント等実施通達」という。)により、貨物自動車運送事業者(以下「事業者」という。)が絶えず輸送の安全性の向上に努めるよう指導すること。

第2条の6 安全統括管理者の要件

第2号に規定する「第1号に掲げる者と同等以上の能力を有すると地方運輸局長が認める者」とは、例えば、第1号のイからハまでのいずれかの業務に通算して3年以上従事した経験は有していないが、これらの業務を組み合わせるとして3年以上従事した経験を有する者があげられる。

第2条の8 一般貨物自動車運送事業者等による輸送の安全にかかわる情報の公表

事業者による輸送の安全にかかわる情報の公表については、「貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条の8第1項の規定に基づき一般貨物自動車運送事業者等(特定第二種貨物利用運送事業者を含む。)が公表すべき輸送の安全に係る事項」(平成18年国土交通省告示第1091号)及び安全マネジメント等実施通達により行うよう指導すること。

第3条 過労運転の防止

1. 第1項関係

「事業計画に従い業務を行うに必要な員数の事業用自動車の運転者」については、事業の実態が千差万別であるため、一概に、統一的かつ定量的な基準を定めることは困難であるが、事業計画に応じた運転者の選任を行っていくための指針は次のとおりである。

(1) 営業所全体に公休日がある場合

荷主の休日にあわせて営業所全体が休みとなることが多く週単位に休日があり、1人1車を原則とすれば、

[運転者数] × (7日 - 休日数) [車両数] × (7日 - 休日数)

運転者数 車両数

(2) 営業所全体が無休の場合

車両は無休で稼働し、運転者に週1公休を与え、かつ、1人1車を原則とすれば、

(平成2年9月20日付け貨技第88号。以下「旧通達」という。)は、本年3月31日限りで廃止する。

記

第2条の2 輸送の安全

「貨物自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針」(平成18年国土交通省告示第1090号)及び「自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について」(平成18年9月27日付け国自総第321号、国自旅第180号、国自貨第84号。以下「安全マネジメント等実施通達」という。)により、貨物自動車運送事業者(以下「事業者」という。)が絶えず輸送の安全性の向上に努めるよう指導すること。

第2条の6 安全統括管理者の要件

第2号に規定する「第1号に掲げる者と同等以上の能力を有すると地方運輸局長が認める者」とは、例えば、第1号のイからハまでのいずれかの業務に通算して3年以上従事した経験は有していないが、これらの業務を組み合わせるとして3年以上従事した経験を有する者があげられる。

第2条の8 一般貨物自動車運送事業者等による輸送の安全にかかわる情報の公表

事業者による輸送の安全にかかわる情報の公表については、「貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条の8第1項の規定に基づき一般貨物自動車運送事業者等(特定第二種貨物利用運送事業者を含む。)が公表すべき輸送の安全に係る事項」(平成18年国土交通省告示第1091号)及び安全マネジメント等実施通達により行うよう指導すること。

第3条 過労運転の防止

1. 第1項関係

「事業計画に従い業務を行うに必要な員数の事業用自動車の運転者」については、事業の実態が千差万別であるため、一概に、統一的かつ定量的な基準を定めることは困難であるが、事業計画に応じた運転者の選任を行っていくための指針は次のとおりである。

(1) 営業所全体に公休日がある場合

荷主の休日にあわせて営業所全体が休みとなることが多く週単位に休日があり、1人1車を原則とすれば、

[運転者数] × (7日 - 休日数) [車両数] × (7日 - 休日数)

運転者数 車両数

(2) 営業所全体が無休の場合

車両は無休で稼働し、運転者に週1公休を与え、かつ、1人1車を原則とすれば、

[運転者数] × (7日 - 休日数) [車両数] × 7日

運転者数 1.2 (7 / 6) × [車両数]

これらの算出法は、極めて単純化されたケースについてのものであり、実際上は、夜間又は長距離運転を行うための交代運転者の配置、運転者の年休、整備・検査のための車両の運休の状況等それぞれの事業者の事業の実態を十分考慮して個別に判断すること。

2. 第3項関係

(1) 休憩・睡眠施設が設けられている場合であっても、次のいずれかに該当する施設は、「有効に利用することができる施設」に該当しない例とする。

乗務員が実際に休憩、睡眠又は仮眠を必要とする場所に設けられていない施設
寝具等必要な設備が整えられていない施設
施設・寝具等が、不潔な状態にある施設

(2) 「適切に管理」とは、当該事業者が休憩施設又は睡眠・仮眠施設の状態について、常に良好であるように計画的に運行管理者に当該施設を管理させることをいい、「保守」とは、当該事業者が当該施設を良好に修復することをいう。

3. 第4項関係 (別紙1参照)

(1) 事業者が運転者の勤務時間及び乗務時間を定める場合の具体的な基準は、「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示1365号。以下「勤務時間等基準告示」という。)のほか、「一般乗用旅客自動車運送事業以外の事業に従事する自動車運転者の特例について」(平成元年3月1日付け基発第92号。以下「特例通達」という。)及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準について」(平成元年3月1日付け基発第93号)とする。

(2) 勤務時間等基準告示中「なお書き」の趣旨は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号。以下「改善基準告示」という。)の遵守を前提としつつ、運転者が所属する営業所を長期間離れて運行する場合の運転者の疲労の蓄積を防止する観点から、一の運行の期間全体を制限するものである。

(3) 勤務時間等基準告示中「一の運行」とは、運転者が所属する営業所を出発してから当該営業所に到着するまでをいう。

(4) 勤務時間等基準告示中「最初の勤務を開始してから最後の勤務を終了するまでの時間」とは、一の運行に係る拘束時間(「改善基準告示」第4条に規定する拘束時間をいう。以下同じ。)と休息期間(「改善基準告示」第4条に規定する休息期間をいう。以下同じ。)の総和をいう。

(5) 勤務時間等基準告示中「改善基準告示において厚生労働省労働基準局長の定めるフェリーに乗船する場合における休息期間」とは、特例通達の4(1)に基づき、フェリー乗船時間から2時間(フェリー乗船時間が2時間未満の場合には、その時間)を差し引いた時間とする。

4. 第5項関係

[運転者数] × (7日 - 休日数) [車両数] × 7日

運転者数 1.2 (7 / 6) × [車両数]

これらの算出法は、極めて単純化されたケースについてのものであり、実際上は、夜間又は長距離運転を行うための交代運転者の配置、運転者の年休、整備・検査のための車両の運休の状況等それぞれの事業者の事業の実態を十分考慮して個別に判断すること。

2. 第3項関係

(1) 休憩・睡眠施設が設けられている場合であっても、次のいずれかに該当する施設は、「有効に利用することができる施設」に該当しない例とする。

乗務員が実際に休憩、睡眠又は仮眠を必要とする場所に設けられていない施設
寝具等必要な設備が整えられていない施設
施設・寝具等が、不潔な状態にある施設

(2) 「適切に管理」とは、当該事業者が休憩施設又は睡眠・仮眠施設の状態について、常に良好であるように計画的に運行管理者に当該施設を管理させることをいい、「保守」とは、当該事業者が当該施設を良好に修復することをいう。

3. 第4項関係 (別紙1参照)

(1) 事業者が運転者の勤務時間及び乗務時間を定める場合の具体的な基準は、「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示1365号。以下「勤務時間等基準告示」という。)のほか、「一般乗用旅客自動車運送事業以外の事業に従事する自動車運転者の特例について」(平成元年3月1日付け基発第92号。以下「特例通達」という。)及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準について」(平成元年3月1日付け基発第93号)とする。

(2) 勤務時間等基準告示中「なお書き」の趣旨は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号。以下「改善基準告示」という。)の遵守を前提としつつ、運転者が所属する営業所を長期間離れて運行する場合の運転者の疲労の蓄積を防止する観点から、一の運行の期間全体を制限するものである。

(3) 勤務時間等基準告示中「一の運行」とは、運転者が所属する営業所を出発してから当該営業所に到着するまでをいう。

(4) 勤務時間等基準告示中「最初の勤務を開始してから最後の勤務を終了するまでの時間」とは、一の運行に係る拘束時間(「改善基準告示」第4条に規定する拘束時間をいう。以下同じ。)と休息期間(「改善基準告示」第4条に規定する休息期間をいう。以下同じ。)の総和をいう。

(5) 勤務時間等基準告示中「改善基準告示において厚生労働省労働基準局長の定めるフェリーに乗船する場合における休息期間」とは、特例通達の4(1)に基づき、フェリー乗船時間から2時間(フェリー乗船時間が2時間未満の場合には、その時間)を差し引いた時間とする。

4. 第5項関係

(1)「健康状態の把握」とは、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条第1項に基づく健康診断、同条第4項の指示を受けて行うべき健康診断、同条第5項ただし書きの場合において運転者が受診する健康診断を行うことをいう。

(2)「その他の理由」とは、覚せい剤等の薬物の服用、異常な感情の高ぶり、睡眠不足等をいう。

5. 第6項関係

(1)「運転者が長距離運転又は夜間の運転に従事する場合であって、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるとき」とは、運転者の体調等を考慮して個別に判断することが必要であるが、勤務時間等基準告示で定められた条件を超えて引き続き運行する場合は、これに該当する。

具体的には、次のような場合が該当する。

拘束時間が16時間を超える場合

運転時間が2日を平均して1日9時間を超える場合

連続運転時間が4時間を超える場合

(2)「交替するための運転者を配置」とは、交替運転者を当該事業用自動車に添乗させ、又は交替箇所に予め待機させることをいう。

6. 第7項関係

運行系統の中に複数の道順がある場合には、利用頻度の高いものを対象として乗務に関する基準（以下「乗務基準」という。）を定めさせること。

第4条 過積載の防止

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「法」という。）第17条第2項において、事業者について、事業用自動車の最大積載量を超える積載をすることとなる運送の引受け、過積載による運送を前提とする事業用自動車の運行計画の作成及び事業用自動車の運転者その他の従業員に対する過積載による運送の指示の禁止が定められているが、規則第4条及び第34条において、さらに従業員に対する過積載による運送の防止についての日常的な指導及び監督を義務付けたものである。

第5条 貨物の積載方法

荷物の位置が極端に荷台の後方又は片側に偏る積載は、「偏荷重を生じる積載方法」の例とする。

第6条 自動車車庫の確保

(1)車庫の確保は、許可申請時等に指導を行ってきたところであるが、諸般の事情により車庫を営業所に併設することが困難となる場合がある。

しかしながら、車庫が営業所からあまり離れている場合には、点呼等適正な運行管理を行うことに支障をきたすおそれがあり、適正な車庫の確保が運行管理上必須であることに鑑み、本規則において規定したものである。

(2)「自動車車庫」の具体的な基準は、地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）による公示とする。

(1)「健康状態の把握」とは、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条第1項に基づく健康診断、同条第4項の指示を受けて行うべき健康診断、同条第5項ただし書きの場合において運転者が受診する健康診断を行うことをいう。

(2)「その他の理由」とは、覚せい剤等の薬物の服用、異常な感情の高ぶり、睡眠不足等をいう。

5. 第6項関係

(1)「運転者が長距離運転又は夜間の運転に従事する場合であって、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるとき」とは、運転者の体調等を考慮して個別に判断することが必要であるが、勤務時間等基準告示で定められた条件を超えて引き続き運行する場合は、これに該当する。

具体的には、次のような場合が該当する。

拘束時間が16時間を超える場合

運転時間が2日を平均して1日9時間を超える場合

連続運転時間が4時間を超える場合

(2)「交替するための運転者を配置」とは、交替運転者を当該事業用自動車に添乗させ、又は交替箇所に予め待機させることをいう。

6. 第7項関係

運行系統の中に複数の道順がある場合には、利用頻度の高いものを対象として乗務に関する基準（以下「乗務基準」という。）を定めさせること。

第4条 過積載の防止

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「法」という。）第17条第2項において、事業者について、事業用自動車の最大積載量を超える積載をすることとなる運送の引受け、過積載による運送を前提とする事業用自動車の運行計画の作成及び事業用自動車の運転者その他の従業員に対する過積載による運送の指示の禁止が定められているが、規則第4条及び第34条において、さらに従業員に対する過積載による運送の防止についての日常的な指導及び監督を義務付けたものである。

第5条 貨物の積載方法

荷物の位置が極端に荷台の後方又は片側に偏る積載は、「偏荷重を生じる積載方法」の例とする。

第6条 自動車車庫の確保

(1)車庫の確保は、許可申請時等に指導を行ってきたところであるが、諸般の事情により車庫を営業所に併設することが困難となる場合がある。

しかしながら、車庫が営業所からあまり離れている場合には、点呼等適正な運行管理を行うことに支障をきたすおそれがあり、適正な車庫の確保が運行管理上必須であることに鑑み、本規則において規定したものである。

(2)「自動車車庫」の具体的な基準は、地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）による公示とする。

第7条 点呼等

1. 第1項、第2項及び第3項関係（別紙2参照）

(1) 「運行上やむを得ない場合」とは、遠隔地で乗務が開始又は終了するため、乗務前点呼又は乗務後点呼を当該運転者が所属する営業所において対面で実施できない場合等をいい、車庫と営業所が離れている場合及び早朝・深夜等において点呼執行者が営業所に出勤していない場合等は「運行上やむを得ない場合」には該当しない。

なお、当該運転者が所属する営業所以外の当該事業者の営業所で乗務を開始又は終了する場合には、より一層の安全を確保する観点から、当該営業所において当該運転者の疾病、疲労、飲酒等の状況を可能な限り対面で確認するよう指導すること。

また、点呼は営業所において行うことが原則であるが、営業所と車庫が離れている場合等、必要に応じて運行管理者又は補助者（以下「運行管理者等」という。）を車庫へ派遣して点呼を行う等、対面点呼を確実に実施するよう指導すること。

(2) 「その他の方法」とは、携帯電話、業務無線等により運転者と直接対話できるものでなければならず、電子メール、FAX等一方的な連絡方法は、該当しない。

また、電話その他の方法による点呼を運転中に行ってはならない。

(3) 「輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所」とは、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が認定している安全性優良事業所（認定が失効した営業所及び認定が取消された営業所を除く。以下「Gマーク営業所」という。）をいう。

(4) 「国土交通大臣が定めた機器」とは、営業所に設置したカメラによって運行管理者等が運転者の疾病、疲労、飲酒等の状況を随時確認でき、かつ、乗務前点呼においては、当該運転者の飲酒の状況に関する測定結果を自動的に記録及び保存することで当該運行管理者等が当該測定結果を確認できるものをいう。

(5) 同一の事業者の複数のGマーク営業所の点呼を、一のGマーク営業所において一括して(4)の機器を活用した点呼（以下、「IT点呼」という。）により行う場合は、以下に定めるところにより行うものとする。

なお、点呼は原則として対面により行うことが望ましいことから、IT点呼を行う時間帯は、閑散時間帯（連続する8時間以内であって、原則、深夜、早朝をいう。以下同じ。）とすること。

運行管理及び整備管理関係

ア 規則第7条第4項の規定に基づき点呼等の内容を記載する帳票等（以下「点呼簿」という。）に記録する内容を、双方の営業所で記録し、保存すること。

イ IT点呼を行う営業所（以下「IT点呼実施営業所」という。）の運行管理者等は、点呼実施後、速やかに（原則、翌営業日以内とする。）その記録した内容を運転者が所属する営業所の運行管理者等に通知し、通知を受けた営業所の運行管理者等は、IT点呼実施者の名前、IT点呼実施営業所の名称及び通知の内容を点呼簿へ記録し、保存すること。

ウ IT点呼を受ける運転者が所属する営業所（以下「被IT点呼実施営業所」という。）の運行管理者等は、IT点呼実施営業所において適切な点呼が実施

第7条 点呼等

1. 第1項、第2項及び第3項関係（別紙2参照）

(1) 「運行上やむを得ない場合」とは、遠隔地で乗務が開始又は終了するため、乗務前点呼又は乗務後点呼を当該運転者が所属する営業所において対面で実施できない場合等をいい、車庫と営業所が離れている場合及び早朝・深夜等において点呼執行者が営業所に出勤していない場合等は「運行上やむをえない場合」には該当しない。

なお、当該運転者が所属する営業所以外の当該事業者の営業所で乗務を開始又は終了する場合には、より一層の安全を確保する観点から、当該営業所において当該運転者の疾病、疲労、飲酒等の状況を可能な限り対面で確認するよう指導すること。

(2) 「その他の方法」とは、携帯電話、業務無線等により運転者と直接対話できるものでなければならず、電子メール、FAX等一方的な連絡方法は、該当しない。

また、電話その他の方法による点呼を運転中に行ってはならない。

できるよう、あらかじめ、点呼に必要な情報をIT点呼実施営業所の運行管理者等に伝達すること。

エ アからウまでの取扱いについては、運行管理規程に明記するとともに、運行管理者、運転者等の関係者に周知すること。

オ 日常点検の結果に基づく運行の可否決定については、「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」(平成15年3月18日付け国自整第216号)により行うこと。

運輸支局長等への報告関係

ア IT点呼を実施しようとする事業者には、IT点呼実施営業所及び被IT点呼実施営業所を管轄する運輸支局長、運輸監理部長又は陸運事務所長(以下「運輸支局長等」という。)に、IT点呼実施予定日の原則10日前までに別紙3の報告書を提出するよう指導すること。

イ 提出した報告書の記載内容を変更しようとする事業者には、変更の実施に先立ち、当該営業所を管轄する運輸支局長等に別紙4の報告書を提出するよう指導すること。

なお、報告書を受理した運輸支局長等は、関係する運輸支局長等に当該報告書の内容を通知すること。

ウ IT点呼の実施を終了しようとする事業者には、遅滞なく、当該営業所を管轄する運輸支局長等に別紙4の報告書を提出するよう指導すること。

(6) 2地点間を定時で運行するなど定型的な業務形態にある同一事業者内の一のGマーク営業所に所属する運転者が、同一事業者内の他のGマーク営業所の運行管理者等により対面による点呼(以下「他営業所点呼」という。)を以下に定めるところにより行った場合は、当該運転者が所属する営業所の補助者との「電話その他の方法」による点呼に代えることができるものとする。

運行管理及び整備管理関係

ア 点呼簿に記録する内容を、双方の営業所で記録し、保存すること。

イ 同一事業者の他営業所の点呼を行う営業所(以下「他営業所点呼実施営業所」という。)の運行管理者等は、点呼実施後、速やかに(原則、翌営業日以内とする。)その記録した内容を運転者が所属する営業所の運行管理者等に通知し、通知を受けた営業所の運行管理者等は、他営業所点呼実施者の名前、他営業所点呼実施営業所の名称及び通知の内容を点呼簿へ記録し、保存すること。

ウ 他営業所点呼を受ける運転者が所属する営業所の運行管理者等は、他営業所点呼実施営業所において適切な点呼が実施できるよう、あらかじめ、点呼に必要な情報を他営業所点呼実施営業所の運行管理者等に伝達すること。

エ アからウまでの取扱いについては、運行管理規程に明記するとともに、運行管理者、運転者等の関係者に周知すること。

オ 日常点検の結果に基づく運行の可否決定については、「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」(平成15年3月18日付け国自整第216号)により行うこと。

(7) 同一敷地内に複数の営業所が所在するグループ企業(資本関係があるグループ企

業をいう。)が、当該敷地内の一のGマーク営業所の運行管理者等により、閑散時間帯に對面による点呼を以下に定めるところにより行った場合は、当該運転者が所属する営業所の補助者との「対面」による点呼に代えることができるものとする。

— 運行管理及び整備管理関係

- ア 点呼簿に記録する内容を、双方の営業所で記録し、保存すること。
- イ グループ企業の他の営業所の点呼を行う営業所(以下「他グループ営業所点呼実施営業所」という。)の運行管理者等は、点呼実施後、速やかに(原則、翌営業日以内とする。)その記録した内容を運転者が所属する営業所の運行管理者等に通知し、通知を受けた営業所の運行管理者等は、他グループ営業所点呼実施営業所の点呼実施者の名前、他グループ営業所点呼実施営業所の名称及び通知の内容を点呼簿へ記録し、保存すること。
- ウ 他グループ営業所点呼を受ける運転者が所属する営業所の運行管理者等は、他グループ営業所点呼実施営業所において適切な点呼が実施できるよう、あらかじめ、点呼に必要な情報を他グループ営業所点呼実施営業所の運行管理者等に伝達すること。
- エ アからウまでの取扱いについては、運行管理規程に明記するとともに、運行管理者、運転者等の関係者に周知すること。
- オ 日常点検の結果に基づく運行の可否決定については、「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」(平成15年3月18日付け国自整第216号)により行うこと。

— 運輸支局長等への報告関係

- ア 他グループ営業所点呼を実施しようとする事業者及び他グループ営業所点呼を受けようとする事業者には、当該点呼を実施しようとする営業所を管轄する運輸支局長等に、当該点呼の実施予定日の原則10日前までに別紙5の報告書を提出するよう指導すること。なお、報告書には、他グループ営業所点呼実施営業所と他グループ営業所点呼を受ける営業所は、資本関係があるグループ企業であることを示す書類及び双方の営業所の位置を示す図面を添付するよう指導すること。
- イ 提出した報告書の記載内容を変更しようとする事業者には、変更の実施に先立ち、当該営業所を管轄する運輸支局長等に別紙6の報告書を提出するよう指導すること。
- ウ 当該点呼の実施を終了しようとする事業者には、遅滞なく、当該営業所を管轄する運輸支局長等に別紙6の報告書を提出するよう指導すること。

(8) 第18条第3項の規定により補助者を選任し、点呼の一部を行わせる場合であっても、当該営業所において選任されている運行管理者が行う点呼は、点呼を行うべき総回数の少なくとも3分の1以上でなければならない。

2. 第4項関係

点呼の確実な励行を図るため、点呼を行った旨、並びに報告又は指示の内容を記録し、かつ、その記録の保存を1年間義務付けたものであるが、点呼等の際には、次の事項について記録しておくこと。

2. 第4項関係

点呼の確実な励行を図るため、点呼を行った旨、並びに報告又は指示の内容を記録し、かつ、その記録の保存を1年間義務付けたものであるが、点呼等の際には、次の事項について記録しておくこと。

- (1) 乗務前点呼
 点呼執行者名
運転者名
運転者の乗務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
 点呼日時
点呼方法（対面でない場合は具体的方法）
運転者の疾病、疲労、飲酒等の状況
 日常点検の状況
 指示事項
 その他必要な事項
- (2) 乗務途中点呼
 点呼執行者名
 — 運転者名
 — 運転者の乗務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
 — 点呼日時
 — 点呼方法
 — 運転者の疾病、疲労、飲酒等の状況
 — 指示事項
 — その他必要な事項
- (3) 乗務後点呼
 点呼執行者名
 — 運転者名
 — 運転者の乗務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
 — 点呼日時
 — 点呼方法（対面でない場合は具体的方法）
 — 自動車、道路及び運行の状況
 — 交替運転者に対する通告
 — その他必要な事項

第 8 条 乗務等の記録

- 1 . 乗務等の記録は乗務員の乗務の実態を把握することを目的とするものであるから、事業者に対し、次の要領で記録し、過労の防止及び過積載による運送の防止等業務の適正化の資料として十分活用するよう指導すること。
- (1) 10分未満の休憩については、その記録を省略しても差しつかえない。
- (2) 規則第 3 条第 7 項に規定する乗務の基準に定められたとおり運行した場合には、乗務基準どおり運行した旨を記録し処理することとして差しつかえない。
- (3) 車両総重量が 8 トン以上又は最大積載量が 5 トン以上の普通自動車である事業用

- (1) 乗務前点呼
 点呼執行者名
点呼日時
点呼方法（対面でない場合は具体的方法）

運転者名
運転者の疾病、疲労、飲酒等の状況
乗務する自動車の登録番号または識別できる記号
 日常点検の状況
 指示事項
 その他必要な事項
- (2) 乗務途中点呼
 点呼執行者名

 — 点呼日時
 — 運転者の疾病、疲労、飲酒等の状況
 — 指示事項
 — その他必要な事項
- (3) 乗務後点呼
 点呼執行者名

 — 点呼日時
 — 点呼方法（対面でない場合は具体的方法）
 — 自動車、道路及び運行の状況
 — 交替運転者に対する通告
 — その他必要な事項

第 8 条 乗務等の記録

- 1 . 乗務等の記録は乗務員の乗務の実態を把握することを目的とするものであるから、事業者に対し、次の要領で記録し、過労の防止及び過積載による運送の防止等業務の適正化の資料として十分活用するよう指導すること。
- (1) 10分未満の休憩については、その記録を省略しても差しつかえない。
- (2) 規則第 3 条第 7 項に規定する乗務の基準に定められたとおり運行した場合には、乗務基準どおり運行した旨を記録し処理することとして差しつかえない。
- (3) 車両総重量が 8 トン以上又は最大積載量が 5 トン以上の普通自動車である事業用

自動車に乗務した場合にあっては、貨物の積載状況の記録を義務付けているが、これは、過積載による運送の有無を判断するために記録するものであるため、貨物の重量又は貨物の個数、貨物の荷台等への積付状況等を可能な限り詳細に記録させること。

2. 第1項第2号の「その他の当該事業用自動車を識別できる表示」とは、事業者が定めた当該事業用自動車の車番又は車号等をいう。
3. 第1項第5号の「日時」とは、休憩又は睡眠若しくは仮眠を開始した日時及び終了した日時をいう。
4. 第1項第8号の趣旨は、規則第9条の3第3項の場合には、当該運転者は営業所を出発するとき運行指示書を携行していないため、運行管理者が新たに作成した運行指示書及びこれによる指示の内容を乗務等の記録において当該運転者に記録させるものである。

第9条の2 事故の記録

1. 記録の作成時期は、当該事故発生後30日以内とすること。記録の保存期間は、当該事故発生後3年間とすること。
2. 各号に掲げる項目の記録の内容については、「自動車事故報告書の記入等の取扱いについて」(平成元年3月29日付け地車第45号、地備第58号)に準ずること。このうち、第4号の「事故の発生場所」については、当該場所付近の地図に当該場所を表示したものを添付することで足りる。また、第6号の「事故の概要」については、自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号。以下「事故報告規則」という。)別記様式の「当時の状況」、「事故の種類」、「道路等の状況」、「当時の運行計画」及び「損害の程度」を記録することで足りる。
3. 記録は、事故報告規則別記様式を活用して行って差し支えない。この場合、第5号の「事故の当事者(乗務員を除く。)の氏名」を付記させること。

第9条の3 運行指示書による指示等(別紙2参照)

本条の趣旨は、長期間の運行をする場合及び長期間の運行をする中で、求車求貨システム等を活用して行き先地で随時帰り荷を獲得する等により当初の運行計画が変更される場合には、運転者に対する運行指示書による指示という形態をとるとともに、その内容が変更される場合には事業者と運転者の双方が変更内容を記載することにより運行経路や運行の安全確保上必要な事項について運転者への確実な伝達を期そうとするものである。

1. 第1項及び第2項の場合には、運行中は運転者が運行指示書を携行するとともに、営業所にその写しを備え置き、運行終了後は運行指示書及びその写しを営業所において保存しなければならない。

また、第3項の運行の場合には、運転者が乗務等の記録に指示の内容を記録するとともに営業所に作成した運行指示書を備え置き、運行終了後は乗務等の記録及び運行指示書を営業所において保存しなければならない。

2. 第2項の運行の場合には運転者に対して指示を行った日時及び運行管理者の氏名に

自動車に乗務した場合にあっては、貨物の積載状況の記録を義務付けているが、これは、過積載による運送の有無を判断するために記録するものであるため、貨物の重量又は貨物の個数、貨物の荷台等への積付状況等を可能な限り詳細に記録させること。

2. 第1項第2号の「その他の当該事業用自動車を識別できる表示」とは、事業者が定めた当該事業用自動車の車番又は車号等をいう。
3. 第1項第5号の「日時」とは、休憩又は睡眠若しくは仮眠を開始した日時及び終了した日時をいう。
4. 第1項第8号の趣旨は、規則第9条の3第3項の場合には、当該運転者は営業所を出発するとき運行指示書を携行していないため、運行管理者が新たに作成した運行指示書及びこれによる指示の内容を乗務等の記録において当該運転者に記録させるものである。

第9条の2 事故の記録

1. 記録の作成時期は、当該事故発生後30日以内とすること。記録の保存期間は、当該事故発生後3年間とすること。
2. 各号に掲げる項目の記録の内容については、「自動車事故報告書の記入等の取扱いについて」(平成元年3月29日付け地車第45号、地備第58号)に準ずること。このうち、第4号の「事故の発生場所」については、当該場所付近の地図に当該場所を表示したものを添付することで足りる。また、第6号の「事故の概要」については、自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号。以下「事故報告規則」という。)別記様式の「当時の状況」、「事故の種類」、「道路等の状況」、「当時の運行計画」及び「損害の程度」を記録することで足りる。
3. 記録は、事故報告規則別記様式を活用して行って差し支えない。この場合、第5号の「事故の当事者(乗務員を除く。)の氏名」を付記させること。

第9条の3 運行指示書による指示(別紙2参照)

本条の趣旨は、長期間の運行をする場合及び長期間の運行をする中で、求車求貨システム等を活用して行き先地で随時帰り荷を獲得する等により当初の運行計画が変更される場合には、運転者に対する運行指示書による指示という形態をとるとともに、その内容が変更される場合には事業者と運転者の双方が変更内容を記載することにより運行経路や運行の安全確保上必要な事項について運転者への確実な伝達を期そうとするものである。

1. 第1項及び第2項の場合には、運行中は運転者が運行指示書を携行するとともに、営業所にその写しを備え置き、運行終了後は運行指示書及びその写しを営業所において保存しなければならない。

また、第3項の運行の場合には、運転者が乗務等の記録に指示の内容を記録するとともに営業所に作成した運行指示書を備え置き、運行終了後は乗務等の記録及び運行指示書を営業所において保存しなければならない。

2. 第2項の運行の場合には運転者に対して指示を行った日時及び運行管理者の氏名に

についても運行指示書及びその写しに記載させること。

また、第3項の運行の場合には、運行指示書及び乗務等の記録に同様に記載させること。

3. 運行指示書と異なる運行を行う場合には、原則として、第2項の規定に基づき運行管理者の指示によって行わせること。
4. 第2項及び第3項の「その他の方法」の解釈については、規則第7条第1項、第2項及び第3項の「その他の方法」の解釈を準用する。

第9条の4 運転者台帳

1. 第1項第6号の「事故を引き起こした場合」とは、原則として、当該運転者が当該事故の発生に最も大きな責任を有する場合(いわゆる第1当事者である場合)を指し、明らかにいわゆる第2当事者以下の当事者である場合は記載しなくてよい。当該運転者が第1当事者であるかどうか直ちに判断することができない場合は、第1当事者であるかどうか判断を保留する旨を付して記載させること。この場合、後に自動車保険の支払査定、示談又は裁判等の結果により第1当事者であるかどうかの判断をすることができたときに、その旨を記載するとともに、その判断の根拠とした資料の写しを添付させること。

また、本通達第10条4.の「国土交通省自動車交通局総務課安全監査室が把握した事業用自動車の運転者による事故に関する情報」により規則第10条第2項第1号に該当することが明らかとなった運転者については、その事由となった事故について記載させること。

2. 第1項第6号の「事故を引き起こした場合」には、規則第9条の2に基づく当該事故の記録の作成に併せて運転者台帳に事故の発生日時、事故の発生場所及び事故の概要(損害の程度を含む。)を記載させること。この場合、当該事故の記録の写しを添付するか、又は、事故の発生日時及び損害の程度を運転者台帳に記載し、それ以外については当該事故の記録の作成番号等容易に事故の記録を参照できるようにするための情報を記載することで代えることができる。
3. 第1項第6号の「道路交通法第108条の34の規定による通知を受けた場合」には、通知の内容に基づき、運転者台帳に違反の種別、年月日及び場所を記載させること。また、通知がない場合であっても、運転者が事業用自動車の運行中に道路交通法(昭和35年法律第105号)の規定に違反して処分された場合には、極力自主的に運転者から事業者へ報告させ、報告があったときには、同様に運転者台帳にその概要を記載するよう指導すること。
4. 第1項第7号の「運転者の健康状態」については、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第51条の規定に基づいて作成された健康診断個人票又は同令第51条の4に基づく健康診断の結果の通知の写しを添付することで足りる。

第10条 従業員に対する指導及び監督

1. 第1項及び第2項に基づく乗務員に対する指導及び監督は、「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通

についても運行指示書及びその写しに記載させること。

また、第3項の運行の場合には、運行指示書及び乗務等の記録に同様に記載させること。

3. 運行指示書と異なる運行を行う場合には、原則として、第2項の規定に基づき運行管理者の指示によって行わせること。
4. 第2項及び第3項の「その他の方法」の解釈については、規則第7条第1項、第2項及び第3項の「その他の方法」の解釈を準用する。

第9条の4 運転者台帳

1. 第1項第6号の「事故を引き起こした場合」とは、原則として、当該運転者が当該事故の発生に最も大きな責任を有する場合(いわゆる第1当事者である場合)を指し、明らかにいわゆる第2当事者以下の当事者である場合は記載しなくてよい。当該運転者が第1当事者であるかどうか直ちに判断することができない場合は、第1当事者であるかどうか判断を保留する旨を付して記載させること。この場合、後に自動車保険の支払査定、示談又は裁判等の結果により第1当事者であるかどうかの判断をすることができたときに、その旨を記載するとともに、その判断の根拠とした資料の写しを添付させること。

また、本通達第10条4.の「国土交通省自動車交通局総務課安全監査室が把握した事業用自動車の運転者による事故に関する情報」により規則第10条第2項第1号に該当することが明らかとなった運転者については、その事由となった事故について記載させること。

2. 第1項第6号の「事故を引き起こした場合」には、規則第9条の2に基づく当該事故の記録の作成に併せて運転者台帳に事故の発生日時、事故の発生場所及び事故の概要(損害の程度を含む。)を記載させること。この場合、当該事故の記録の写しを添付するか、又は、事故の発生日時及び損害の程度を運転者台帳に記載し、それ以外については当該事故の記録の作成番号等容易に事故の記録を参照できるようにするための情報を記載することで代えることができる。
3. 第1項第6号の「道路交通法第108条の34の規定による通知を受けた場合」には、通知の内容に基づき、運転者台帳に違反の種別、年月日及び場所を記載させること。また、通知がない場合であっても、運転者が事業用自動車の運行中に道路交通法(昭和35年法律第105号)の規定に違反して処分された場合には、極力自主的に運転者から事業者へ報告させ、報告があったときには、同様に運転者台帳にその概要を記載するよう指導すること。
4. 第1項第7号の「運転者の健康状態」については、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第51条の規定に基づいて作成された健康診断個人票又は同令第51条の4に基づく健康診断の結果の通知の写しを添付することで足りる。

第10条 従業員に対する指導及び監督

1. 第1項及び第2項に基づく乗務員に対する指導及び監督は、「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通

省告示第1366号。以下「指導監督指針」という。)により実施するよう指導すること。

また、第7項に基づく従業員に対する指導監督は、「貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第7項の規定に基づき貨物自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督を行うために講じるべき措置」(平成18年国土交通省告示第1092号)及び安全マネジメント等実施通達により実施するよう指導すること。

2. 第1項の「主な道路」とは、道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第7項に定められた道路に限らず頻繁に事業のために通行する場所をいう。

3. 乗務員に対し第1項に基づく指導等を行った場合においても、その旨を記録しておくよう指導すること。

4. 第2項第1号の「事故を引き起こした者」の解釈については、規則第9条の4第1項第6号の「事故を引き起こした場合」の解釈を準用する。

また、国土交通省自動車交通局総務課安全監査室が把握した事業用自動車の運転者による事故に関する情報に基づいて、指導監督指針の第二章4(1)及びに該当することが明らかとなった運転者に対しては、それぞれの区分に応じた適性診断を受診させること。

5. 運転者として新たに雇い入れた者については、自動車安全運転センターが発行する運転経歴証明書を取得させるなどして運転者の過去の事故歴を把握するよう指導すること。

また、第2項第1号の「事故を引き起こした者」に該当する場合には、当該運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものを受診させること。

なお、第2項第1号の運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものを受診させたことをもって同項第2号の運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものを受診させたものとみなして差し支えない。

6. 運転者として新たに雇い入れた者が65才以上である場合には、第2項第3号の運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものを受診させたことをもって同項第2号の運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものを受診させたものとみなして差し支えない。

第11条 異常気象時等における措置

「その他の理由」とは、土砂崩壊、路肩軟弱等の道路障害をいい、「必要な措置」とは、暴風警報等の伝達、避難箇所の指定、運行の中止等の指示をいう。

第12条 安全の確保のための服務規律

「安全の確保のための服務規律」には、法令に基づく遵守事項に加え、一層の安全の確保を図るために事業者が独自に定めた規律を含むことができる。

なお、必要に応じて、事業者が定めた規律の提出を求め、その内容について指導すること。

第13条 点検整備

省告示第1366号。以下「指導監督指針」という。)により実施するよう指導すること。

また、第7項に基づく従業員に対する指導監督は、「貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第7項の規定に基づき貨物自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督を行うために講じるべき措置」(平成18年国土交通省告示第1092号)及び安全マネジメント等実施通達により実施するよう指導すること。

2. 第1項の「主な道路」とは、道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第7項に定められた道路に限らず頻繁に事業のために通行する場所をいう。

3. 乗務員に対し第1項に基づく指導等を行った場合においても、その旨を記録しておくよう指導すること。

4. 第2項第1号の「事故を引き起こした者」の解釈については、規則第9条の4第1項第6号の「事故を引き起こした場合」の解釈を準用する。

また、国土交通省自動車交通局総務課安全監査室が把握した事業用自動車の運転者による事故に関する情報に基づいて、指導監督指針の第二章4(1)及びに該当することが明らかとなった運転者に対しては、それぞれの区分に応じた適性診断を受診させること。

5. 運転者として新たに雇い入れた者が65才以上である場合には、第2項第3号の運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものを受診させたことをもって同項第2号の運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものを受診させたものとみなして差し支えない。

第11条 異常気象時等における措置

「その他の理由」とは、土砂崩壊、路肩軟弱等の道路障害をいい、「必要な措置」とは、暴風警報等の伝達、避難箇所の指定、運行の中止等の指示をいう。

第12条 安全の確保のための服務規律

「安全の確保のための服務規律」には、法令に基づく遵守事項に加え、一層の安全の確保を図るために事業者が独自に定めた規律を含むことができる。

なお、必要に応じて、事業者が定めた規律の提出を求め、その内容について指導すること。

第13条 点検整備

1. 本条は、事業用自動車の運行の安全の確保のため、車両の管理が必要であることから、法のほか道路運送車両法（昭和26年法律185号。以下「車両法」という。）の規定のうち点検整備（車両法第47条から第49条並びに自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）、整備管理者の選任（車両法第50条から第53条並びに関係省令）及び検査関係（車両法第5章に規定する検査等）に係るもののほか、次の事項を遵守すべきことを定めたものである。

(1) 自動車の構造・装置や使用状況に応じた点検・整備を行うこと。

特種車や架装部分の点検・整備

シビアコンディションの対応（雪道、塩害、悪路走行、走行距離、登降坂路等）

(2) 前項の点検・整備に関する記録を車両法第49条に準じ保存すること。

2. 1. に定めている規定は、必ずしも事業者自身で行う旨の規定ではなく、整備計画や規定類等を定め、部分的な委嘱等も含め結果的に遵守させるよう指導すること。

第14条 点検等のための施設

本条は、貨物自動車運送事業用自動車の運行の安全の確保のための車両の管理上、日常の管理が重要であることから、運行する前に使用の本拠の位置（営業所に併設されない自動車車庫を含む。）において行う日常点検や付随して行う清掃のための施設の確保を定めたものである。

第15条 整備管理者の研修

本条は、地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。）から整備管理者に研修を受講させるように通知があった場合、必ず受講させるべきことを定めたものであり、地方運輸局において最近の受講状況を確認し受講させること。

第17条 運転者

1. 第2号は、車両法第47条の2の日常点検の運用について、運転者自らこれを行うか又は検査係等によってこれがなされたことを確認するか、いずれかによって行わなければならない旨を規定したものである。

2. 2地点間を定時で運行するなど定型的な業務形態にある同一事業者内の双方のGマーク営業所が、運行途中において他営業所の運転者と相互に交替を行う場合は、以下に定めるところにより行うものとする。

(1) 点呼簿に記録する内容を、双方の営業所で記録し、保存すること。

(2) 乗務記録及び運行記録計による記録を双方の営業所で保存すること。

(3) (1)と(2)の取扱いについては、運行管理規程に明記するとともに、運行管理者、運転者等の関係者に周知すること。

(4) 日常点検の結果に基づく運行の可否決定については、「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」（平成15年3月18日付け国自整第216号）により行うこと。

第18条 運行管理者等の選任

1. 本条は、事業用自動車の運行の安全の確保のため、車両の管理が必要であることから、法のほか道路運送車両法（昭和26年法律185号。以下「車両法」という。）の規定のうち点検整備（車両法第47条から第49条並びに自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）、整備管理者の選任（車両法第50条から第53条並びに関係省令）及び検査関係（車両法第5章に規定する検査等）に係るもののほか、次の事項を遵守すべきことを定めたものである。

(1) 自動車の構造・装置や使用状況に応じた点検・整備を行うこと。

特種車や架装部分の点検・整備

シビアコンディションの対応（雪道、塩害、悪路走行、走行距離、登降坂路等）

(2) 前項の点検・整備に関する記録を車両法第49条に準じ保存すること。

2. 1. に定めている規定は、必ずしも事業者自身で行う旨の規定ではなく、整備計画や規定類等を定め、部分的な委嘱等も含め結果的に遵守させるよう指導すること。

第14条 点検等のための施設

本条は、貨物自動車運送事業用自動車の運行の安全の確保のための車両の管理上、日常の管理が重要であることから、運行する前に使用の本拠の位置（営業所に併設されない自動車車庫を含む。）において行う日常点検や付随して行う清掃のための施設の確保を定めたものである。

第15条 整備管理者の研修

本条は、地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。）から整備管理者に研修を受講させるように通知があった場合、必ず受講させるべきことを定めたものであり、地方運輸局において最近の受講状況を確認し受講させること。

第17条 運転者

第2号は、車両法第47条の2の日常点検の運用について、運転者自らこれを行うか又は検査係等によってこれがなされたことを確認するか、いずれかによって行わなければならない旨を規定したものである。

第18条 運行管理者の選任

1. 第1項第1号及び第2号に定められている運行管理者の選任数を表にまとめると、次のとおりである。

なお、本条の趣旨からして、運行管理者は他の営業所の運行管理者を兼務することができない。ただし、本通達第7条1.(5)、1.(6)及び1.(7)により他の営業所の点呼を行う場合は、運行管理者の兼務に該当しない。

事業用自動車の両数（被けん引車は除く）	運行管理者数
29両まで（運行車+運行車以外）	1人
5両以上29両まで（運行車以外）	
30両～59両（運行車+運行車以外）	2人
60両～89両（運行車+運行車以外）	3人
90両～119両（運行車+運行車以外）	4人
120両～149両（運行車+運行車以外）	5人
150両～179両（運行車+運行車以外）	6人
180両～209両（運行車+運行車以外）	7人
210両～239両（運行車+運行車以外）	8人

2. 第3項の「講習」には、平成7年4月1日以降平成19年3月31日以前に独立行政法人自動車事故対策機構が行っていた基礎講習も含むものとする。

3. 補助者は、運行管理者の履行補助を行う者であって、代理業務を行える者ではない。ただし、第7条の点呼に関する業務については、その一部を補助者が行うことができるものとする。

第19条 運行管理者の選任等の届出

1. 運行管理者選任（解任）届出書の様式は、電子情報処理組織による届出については別添のとおりとする。

また、これによらない届出については別添の様式を例として地方運輸局において運行管理者選任（解任）届出書の様式を作成することとして差し支えない。

2. 運行管理者選任届出の際には、資格者証又はその写しの提示を求め、確認すること。

3. 法18条第3項においては「遅滞なく」届け出ることとなっているが、本条項の趣旨からみて遅くとも一週間以内には届け出るよう指導すること。

4. 本条第1項のかつ書きの「解任以外の理由」には、資格者証の返納命令を含む。

5. 運行管理者の選任又は解任の届出を行う際には、統括運行管理者を選任している営業所については、別添の様式の例の備考欄に統括運行管理者の氏名、選任年月日を記載させること。

なお、既に届出を行った統括運行管理者を変更した場合は、運行管理者の選任又は解任を伴わない場合であっても、変更後の統括運行管理者について届出を行うよう指導すること。

第20条 運行管理者の業務

第1号及び第2号に定められている運行管理者の選任数を表にまとめると、次のとおりである。

なお、本条の趣旨からして、運行管理者は他の営業所の運行管理者を兼務することができない。

事業用自動車の両数（被けん引車は除く）	運行管理者数
29両まで（運行車+運行車以外）	1人
5両以上29両まで（運行車以外）	
30両～59両（運行車+運行車以外）	2人
60両～89両（運行車+運行車以外）	3人
90両～119両（運行車+運行車以外）	4人
120両～149両（運行車+運行車以外）	5人
150両～179両（運行車+運行車以外）	6人
180両～209両（運行車+運行車以外）	7人
210両～239両（運行車+運行車以外）	8人

第19条 運行管理者の選任等の届出

1. 運行管理者選任（解任）届出書の様式は、電子情報処理組織による届出については別添のとおりとする。

また、これによらない届出については別添の様式を例として地方運輸局において運行管理者選任（解任）届出書の様式を作成することとして差し支えない。

2. 運行管理者選任届出の際には、資格者証又はその写しの提示を求め、確認すること。

3. 法18条第3項においては「遅滞なく」届け出ることとなっているが、本条項の趣旨からみて遅くとも一週間以内には届け出るよう指導すること。

4. 本条第1項のかつ書きの「解任以外の理由」には、資格者証の返納命令を含む。

5. 運行管理者の選任又は解任の届出を行う際には、統括運行管理者を選任している営業所については、別添の様式の例の備考欄に統括運行管理者の氏名、選任年月日を記載させること。

なお、既に届出を行った統括運行管理者を変更した場合は、運行管理者の選任又は解任を伴わない場合であっても、変更後の統括運行管理者について届出を行うよう指導すること。

第20条 運行管理者の業務

1. 本条に規定する運行管理者の業務は、法第18条第2項に基づき、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務のうち運行管理者に行わせるべき最低限の業務の範囲を定めたものであるから、これらの事項の処理を妨げない範囲でこれ以上の職務を事業者が定めることは差しつかえないが、定めた場合には、運行管理規程に記載するよう指導すること。
2. 第1項第10号中「運行記録計を管理し」とは、運行記録計による正確な記録が確実に得られるよう、運行記録計の整備及び記録用紙の当該装置への着脱等の管理を行うことをいう。

第21条 運行管理規程

補助者を選任する必要がある場合には、補助者の選任方法、補助者の職務等について明記しておくこと。

第23条 運行管理者の研修

1. 運輸支局長等が行う研修については、4.の場合を除き、第2項に基づいて運行管理を行うために必要な法令及び業務等に関する基礎的な知識の修得を目的とする者を対象とした講習として国土交通大臣が認定した講習（以下「基礎講習」という。）又は既に運行管理者として選任されている者又は運行管理者の補助者として運行管理業務を行っている者を対象とした講習として認定した講習（以下「一般講習」という。）を選任している運行管理者に漏れることなく、2年毎に1回受講させること。
2. 初めて選任届出された運行管理者については、選任届出を受け付けた年度に研修の通知を行うこと。
なお、選任届出を受け付けた時点において、当該年度に予定されている基礎講習又は一般講習（以下「一般講習等」という。）がすべて終了している場合等には、翌年度に研修の通知を行うこと。
また、当該運行管理者のうち、基礎講習を受講していない者に対しては、当該講習を受講するよう、併せて事業者を指導すること。
3. 死者又は重傷者を生じた事故（事故報告規則第2条第2号に掲げる事故をいう。）を惹起した営業所の運行管理者又は法の規定のうち輸送の安全確保に係るものに違反をして行政処分を受けた営業所の運行管理者については、1.にかかわらず、その事由が発生した年度及び翌年度に一般講習等に係る研修の通知を行うとともに、当該事故の発生及び当該行政処分について相当の責任を有していると認められる運行管理者及び統括運行管理者については、その事由が発生した年度に第2項に基づいて当該事故又は当該行政処分について相当の責任を有する運行管理者を対象とした講習として国土交通大臣が認定した講習（以下「特別講習」という。）に係る研修の通知を併せて

1. 本条に規定する運行管理者の業務は、法第18条第2項に基づき、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務のうち運行管理者に行わせるべき最低限の業務の範囲を定めたものであるから、これらの事項の処理を妨げない範囲でこれ以上の職務を事業者が定めることは差しつかえないが、定めた場合には、運行管理規程に記載するよう指導すること。
2. 第10号中「運行記録計を管理し」とは、運行記録計による正確な記録が確実に得られるよう、運行記録計の整備及び記録用紙の当該装置への着脱等の管理を行うことをいう。
3. 運行管理者が不在等のため業務を行うことができない場合には、代務者を予め定める等により、運行管理を確実にに行わせること。

第21条 運行管理規程

1. 複数の運行管理者を選任する営業所を有する事業者にあつては、統括運行管理者に係る組織、職務及び選任方法等に関する規定を設けるよう指導すること。
2. 代務者を選任する必要がある場合には、代務者の選任方法、代務者の職務等について明記しておくこと。

第23条 運行管理者の研修

1. 運輸支局長（運輸監理部長及び陸運事務所長を含む。以下同じ。）が行う研修については、4.の場合を除き、第2項に基づいて運行管理を行うために必要な法令及び業務等に関する基礎的な知識の修得を目的とする者を対象とした講習として国土交通大臣が認定した講習（以下「基礎講習」という。）又は既に運行管理者として選任されている者又は運行管理者の補助者として運行管理業務を行っている者を対象とした講習として認定した講習（以下「一般講習」という。）を選任している運行管理者に漏れることなく、2年毎に1回受講させること。
2. 初めて選任届出された運行管理者については、選任届出を受け付けた年度に研修の通知を行うこと。
なお、選任届出を受け付けた時点において、当該年度に予定されている基礎講習又は一般講習（以下「一般講習等」という。）がすべて終了している場合等には、翌年度に研修の通知を行うこと。
また、当該運行管理者のうち、基礎講習を受講していない者に対しては、当該講習を受講するよう、併せて事業者を指導すること。
3. 死者又は重傷者を生じた事故（事故報告規則第2条第2号に掲げる事故をいう。）を惹起した営業所の運行管理者又は法の規定のうち輸送の安全確保に係るものに違反をして行政処分を受けた営業所の運行管理者については、1.にかかわらず、その事由が発生した年度及び翌年度に一般講習等に係る研修の通知を行うとともに、当該事故の発生及び当該行政処分について相当の責任を有していると認められる運行管理者及び統括運行管理者については、その事由が発生した年度に第2項に基づいて当該事故又は当該行政処分について相当の責任を有する運行管理者を対象とした講習として国土交通大臣が認定した講習（以下「特別講習」という。）に係る研修の通知を併せて

行うこと。

なお、当該事由の発生を確認した時点において、当該年度に予定されている一般講習等又は特別講習が全て終了している場合等には、一般講習等については、翌年度及び翌々年度に、特別講習については、翌年度に研修の通知を行うこと。

また、特別講習の対象となった運行管理者又は統括運行管理者が当該事業者の当該営業所以外の営業所の運行管理者又は統括運行管理者に選任された場合であっても、研修の通知を行うこと。

- 4．特別講習の趣旨は、死者又は重傷者を生じた事故を惹起した営業所の運行管理者又は法の規定のうち輸送の安全確保に係るものに違反をして行政処分を受けた営業所の運行管理者うち当該事故又は当該行政処分について最も責任がある運行管理者を特定し、当該運行管理者に制裁を課すことではなく、当該営業所の統括運行管理者及び当該事故又は当該行政処分について相当の責任を有していると認められる運行管理者に当該営業所の運行管理者を代表して講習を受けさせ、当該営業所における運行管理の水準の向上を図り、一層の安全を確保することにあるから、事業者に対し、その旨を徹底すること。

特別講習に係る研修の通知の対象者については、次のとおりとする。

- (1) 死者又は重傷者を生じた事故を惹起した営業所については、事故報告規則に基づく当該事故の報告の際に、同規則別記様式の運行管理者の欄に当該運転者の点呼又は指導監督を行った運行管理者など同様式の(注)(24)による運行管理者及び(注)(25)による統括運行管理者(選任されている場合に限る。)の氏名を当該事業者に記載させ、当該運行管理者について通知を行うこと。

なお、道路交通法第108条の34の規定に基づいて死者又は重傷者を生じた事故で事業用自動車の運転者が第1当事者となったものとして通知があった事故及び本通達第10条4.の「国土交通省自動車交通局総務課安全監査室が把握した事業用自動車の運転者による事故に関する情報」のうち死者又は重傷者を生じたものについては、当該事故の報告を確実にし、特別講習の対象となる運行管理者及び統括運行管理者を把握し、通知を行うこと。

- (2) 法の規定のうち輸送の安全確保に係るものに違反をして行政処分を受けた営業所については、当該行政処分に先立つ監査において、規則第20条各号の規定に対する違反が判明した運行管理者及び統括運行管理者に対して通知を行うこと。

- 5．研修の通知を行う場合には、別添の「通知文の例」を参考とされたい。

第24条 運行管理者の資格要件

- 1．第1項第1号及び第2号の「実務の経験」とは、運行管理者等として実際に運行管理に携わっていた経験(平成19年3月31日以前に実際に運行管理に携わっていた経験を含む。)をいう。

- 2．第1項第1号の「講習」については、昭和48年以前に行われていた陸運局長等の教習及び研修についても、修了証等の受講の証明があるものは認めて差し支えない。

- 3．第1項第1号の「講習」の受講回数については、同号に基づいて国土交通大臣が認定した基礎講習又は一般講習を同一年度に受講した場合1回とする。

行うこと。

なお、当該事由の発生を確認した時点において、当該年度に予定されている一般講習等又は特別講習が全て終了している場合等には、一般講習等については、翌年度及び翌々年度に、特別講習については、翌年度に研修の通知を行うこと。

また、特別講習の対象となった運行管理者又は統括運行管理者が当該事業者の当該営業所以外の営業所の運行管理者又は統括運行管理者に選任された場合であっても、研修の通知を行うこと。

- 4．特別講習の趣旨は、死者又は重傷者を生じた事故を惹起した営業所の運行管理者又は法の規定のうち輸送の安全確保に係るものに違反をして行政処分を受けた営業所の運行管理者うち当該事故又は当該行政処分について最も責任がある運行管理者を特定し、当該運行管理者に制裁を課すことではなく、当該営業所の統括運行管理者及び当該事故又は当該行政処分について相当の責任を有していると認められる運行管理者に当該営業所の運行管理者を代表して講習を受けさせ、当該営業所における運行管理の水準の向上を図り、一層の安全を確保することにあるから、事業者に対し、その旨を徹底すること。

特別講習に係る研修の通知の対象者については、次のとおりとする。

- (1) 死者又は重傷者を生じた事故を惹起した営業所については、事故報告規則に基づく当該事故の報告の際に、同規則別記様式の運行管理者の欄に当該運転者の点呼又は指導監督を行った運行管理者など同様式の(注)(15)による運行管理者及び(注)(16)による統括運行管理者(選任されている場合に限る。)の氏名を当該事業者に記載させ、当該運行管理者について通知を行うこと。

なお、道路交通法第108条の34の規定に基づいて死者又は重傷者を生じた事故で事業用自動車の運転者が第1当事者となったものとして通知があった事故及び本通達第10条4.の「国土交通省自動車交通局総務課安全対策室が把握した事業用自動車の運転者による事故に関する情報」のうち死者又は重傷者を生じたものについては、当該事故の報告を確実にし、特別講習の対象となる運行管理者及び統括運行管理者を把握し、通知を行うこと。

- (2) 法の規定のうち輸送の安全確保に係るものに違反をして行政処分を受けた営業所については、当該行政処分に先立つ監査において、規則第20条各号の規定に対する違反が判明した運行管理者及び統括運行管理者に対して通知を行うこと。

- 5．研修の通知を行う場合には、別添の「通知文の例」を参考とされたい。

第24条 運行管理者の資格要件

- 1．第1項第1号及び第2号の「実務の経験」とは、運行管理者又は運行管理者の補助者(代務者を含む。以下補助者等という。)として実際に運行管理に携わっていた経験をいう。

- 2．第1項第1号の「講習」については、昭和48年以前に行われていた陸運局長等の教習及び研修についても、修了証等の受講の証明があるものは認めて差し支えない。

- 3．第1項第1号の「講習」の受講回数については、同号に基づいて国土交通大臣が認定した基礎講習及び一般講習を同一年度に受講した場合1回とする。

第25条 資格者証の様式及び交付

1. 第1項で定める資格者証(第1号様式)の「資格者証番号」は、地方運輸局を示す符号、運輸支局名(運輸監理部を含み、陸運事務所を除く。)を示す符号及び貨物自動車運送事業を示す符号並びに交付番号の順に配列する。

(1) 地方運輸局名を示す符号は、下表のとおりとする。

局名	符号	局名	符号
北海道運輸局	北	近畿運輸局	近
東北運輸局	東	中国運輸局	中国
北陸信越運輸局	北信	四国運輸局	四
関東運輸局	関	九州運輸局	九
中部運輸局	中部	沖縄総合事務局	沖

(2) 運輸支局名(陸運事務所を除く。)を示す符号は、運輸支局名の頭文字とする。

(例1)

北海道運輸局札幌運輸支局の場合は、「札」の符号

(例2)

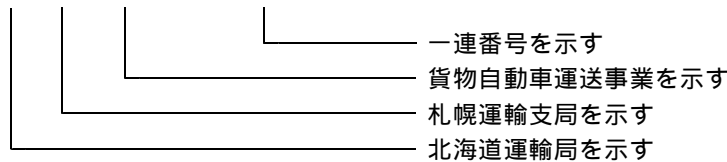
沖縄総合事務局の場合は、運輸支局の符号は示さない

(3) 貨物自動車運送事業を示す符号は、「貨物」とする。

(4) 資格者証の「資格者番号」の例

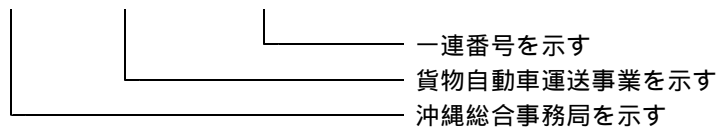
(例1) 北海道運輸局札幌運輸支局の場合

北 札 貨物 第 1 号



(例2) 沖縄総合事務局の場合

沖 貨物 第 1 号



2. 資格者証を交付したときは、資格者証台帳を作成し、次の項目について記載しておくこと。

なお、資格者証台帳は永久保存とする。

(1) 資格者証番号

第25条 資格者証の様式及び交付

1. 第1項で定める資格者証(第1号様式)の「資格者証番号」は、地方運輸局を示す符号、運輸支局名(運輸監理部を含み、陸運事務所を除く。)を示す符号及び貨物自動車運送事業を示す符号並びに交付番号の順に配列する。

(1) 地方運輸局名を示す符号は、下表のとおりとする。

局名	符号	局名	符号
北海道運輸局	北	近畿運輸局	近
東北運輸局	東	中国運輸局	中国
北陸信越運輸局	北信	四国運輸局	四
関東運輸局	関	九州運輸局	九
中部運輸局	中部	沖縄総合事務局	沖

(2) 運輸支局名(陸運事務所を除く。)を示す符号は、運輸支局名の頭文字とする。

(例1)

北海道運輸局札幌運輸支局の場合は、「札」の符号

(例2)

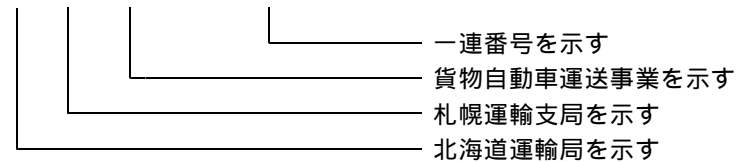
沖縄総合事務局の場合は、運輸支局の符号は示さない。

(3) 貨物自動車運送事業を示す符号は、「貨物」とする。

(4) 資格者証の「資格者番号」の例

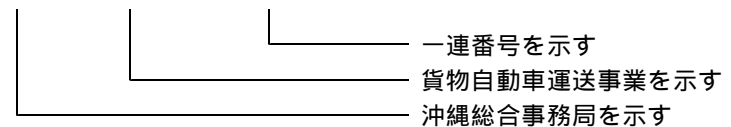
(例1) 北海道運輸局札幌運輸支局の場合

北 札 貨物 第 1 号



(例2) 沖縄総合事務局の場合

沖 貨物 第 1 号



2. 資格者証を交付したときは、資格者証台帳を作成し、次の項目について記載しておくこと。

なお、資格者証台帳は永久保存とする。

(1) 資格者証番号

- (2) 交付年月日
- (3) 氏名
- (4) 生年月日
- (5) 合格者番号又は資格要件
- (6) その他必要な事項

3. 資格者証交付申請書の保存期間は3年間とする。

4. 第2項の「これに類するもの」とは、戸籍抄本の写し、自動車運転免許証等公的な機関が発行したもので、申請者の氏名及び生年月日が証明できるもの(自動車運転免許証は写しで可。)をいう。

5. 第2項に規定する「前条各号の一に該当することを証する書類」は原則として次に掲げるものとする。

(1) 補助者として実際に運行管理に携わっていた経験(平成19年3月31日以前に実際に運行管理に携わっていた経験を含む。)について当該経験の期間中に属していた事業者が証明した書面

(2) 独立行政法人自動車事故対策機構が交付している「運行管理者等指導講習手帳」の写し等規則第24条第1項第1号に基づいて国土交通大臣が認定する講習を実施する機関が当該講習の受講を証明した書面

(3) 独立行政法人自動車事故対策機構が交付している運行管理者等指導講習の「専任講師委嘱書」の写し等、規則第24条第1項第2号に基づいて国土交通大臣が告示で定める職務に従事したことを当該職務に係る機関が証明した書面

第26条 運行管理者証の訂正

資格者証の訂正を行った場合には、資格者証台帳に訂正年月日等必要な事項を記載しておくこと。この場合、資格者証番号は当初付した番号とする。

第27条 資格者証の再交付

資格者証を再交付する場合には、資格者証番号は当初付した番号とし、資格者証の右上部に「再」と朱書き等をして再交付すること。

なお、資格者証台帳に、再交付年月日、理由等必要な事項を記載しておくこと。

また、再交付申請書の保存期間は3年間とする。

第28条 資格者証の返納

1. 第1項の場合には、再交付した資格者証を確認のうえ返納された資格者証を廃棄処分し、資格者証台帳に返納された旨及び返納年月日を記載しておくこと。

2. 第2項の場合には、返納された資格者証を廃棄処分し、資格者証台帳に死亡又は失踪宣告及び返納年月日を記載し、朱線により抹消の処理をすること。

第31条 受験資格

第2項の講習には、平成7年4月1日以降平成13年8月31日以前に自動車事故対策センターが行っていた基礎講習も含む。

- (2) 交付年月日
- (3) 氏名
- (4) 生年月日
- (5) 合格者番号又は資格要件
- (6) その他必要な事項

3. 資格者証交付申請書の保存期間は3年間とする。

4. 第2項の「これに類するもの」とは、戸籍抄本の写し、自動車運転免許証等公的な機関が発行したもので、申請者の氏名及び生年月日が証明できるもの(自動車運転免許証は写しで可。)をいう。

5. 第2項に規定する「前条各号の一に該当することを証する書類」は原則として次に掲げるものとする。

(1) 運行管理者の補助者等として実際に運行管理に携わっていた経験について当該経験の期間中に属していた事業者が証明した書面

(2) 独立行政法人自動車事故対策機構が交付している「運行管理者等指導講習手帳」の写し等規則第24条第1項第1号に基づいて国土交通大臣が認定する講習を実施する機関が当該講習の受講を証明した書面

(3) 独立行政法人自動車事故対策機構が交付している運行管理者等指導講習の「専任講師委嘱書」の写し等、規則第24条第1項第2号に基づいて国土交通大臣が告示で定める職務に従事したことを当該職務に係る機関が証明した書面

第26条 運行管理者証の訂正

資格者証の訂正を行った場合には、資格者証台帳に訂正年月日等必要な事項を記載しておくこと。この場合、資格者証番号は当初付した番号とする。

第27条 資格者証の再交付

資格者証を再交付する場合には、資格者証番号は当初付した番号とし、資格者証の右上部に「再」と朱書き等をして再交付すること。

なお、資格者証台帳に、再交付年月日、理由等必要な事項を記載しておくこと。

また、再交付申請書の保存期間は3年間とする。

第28条 資格者証の返納

1. 第1項の場合には、再交付した資格者証を確認のうえ返納された資格者証を廃棄処分し、資格者証台帳に返納された旨及び返納年月日を記載しておくこと。

2. 第2項の場合には、返納された資格者証を廃棄処分し、資格者証台帳に死亡又は失踪宣告及び返納年月日を記載し、朱線により抹消の処理をすること。

第31条 運行管理者試験の受験資格

第2項の講習には、平成7年4月1日以降平成13年8月31日以前に自動車事故対策センターが行っていた基礎講習も含む。

附 則

本通達中第9条の4 1、第10条4.及び第23条4.(1)の「国土交通省自動車交通局総務課安全監査室が把握した事業用自動車の運転者による事故に関する情報」による取扱いについては、平成15年8月1日から開始するものとし、今後、別途定めることとする。それまでの間は、旧通達により取り扱うこと。

附 則（平成18年10月27日付け国自総第330号、国自貨第94号、国自整第96号）

改正後の通達は、平成18年10月27日から適用する。

附 則（平成19年3月30日付け国自総第588号、国自貨第165号、国自整第180号）

改正後の通達は、平成19年4月1日から適用する。

別紙1

別紙2

別紙3

別紙4

別紙5

別紙6

別添

（通知文の例1）

平成 年 月 日

貨物自動車運送事業者 あて

国土交通省 運輸局 運輸支局長

平成 年度 運行管理者一般講習又は基礎講習の実施について

平成 年度に独立行政法人自動車事故対策機構 支所が実施する標記講習（国土交

附 則

本通達中第9条の4 1、第10条4.及び第23条4.(1)の「国土交通省自動車交通局総務課安全監査室が把握した事業用自動車の運転者による事故に関する情報」による取扱いについては、平成15年8月1日から開始するものとし、今後、別途定めることとする。それまでの間は、旧通達により取り扱うこと。

附 則（平成18年10月27日付け国自総第330号、国自貨第94号、国自整第96号）

改正後の通達は、平成18年10月27日から適用する。

別紙1

別紙2

別添

（通知文の例1）

平成 年 月 日

貨物自動車運送事業者 あて

国土交通省 運輸局 運輸支局長

平成 年度 運行管理者一般講習又は基礎講習の実施について

平成 年度に独立行政法人自動車事故対策機構 支所が実施する標記講習（国土交

通大臣が認定する講習。以下「一般講習等」という。)については、貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第2項の規定に基づき、運輸支局長が行う研修に代えることとしたので通知します。

このため、同規則第23条第1項の規定に基づき、下記の各号に掲げる運行管理者について、それぞれ各号の要領に従って一般講習等を必ず受講させるよう通知します。

記

1. 平成 年度中に死者又は重傷者を生じた事故(自動車事故報告規則第2条第2号に掲げる事故。以下「事故」をいう。)を惹起していない営業所及び貨物自動車運送事業法の規定のうち輸送の安全確保に係るものに対する違反(以下「輸送の安全確保違反」という。)による行政処分を受けていない営業所の運行管理者

(前年度に受講していない場合)

前年度に一般講習等を受講していない運行管理者に対して一般講習等を受講させて下さい。ただし、これにかかわらず、前年度までに3.の運行管理者として本年度の一般講習等を受講させることとなっている者については受講させて下さい。

2. 初めて選任届出をした運行管理者

平成 年度中に初めて選任届出をした運行管理者に対しては、1.にかかわらず本年度の一般講習等を受講させて下さい。

なお、選任届出を行った時点において、本年度に予定されている一般講習等が全て終了している場合等には、翌年度の一般講習等を受講させて下さい。

3. 事故を惹起した営業所又は輸送の安全確保違反をして行政処分を受けた営業所の運行管理者

平成 年度中に事故を惹起した営業所又は輸送の安全確保違反をして行政処分を受けた営業所の運行管理者に対しては、本年度及び翌年度に一般講習等を受講させて下さい。

なお、当該事由の発生した時点において、本年度に予定されている一般講習等が全て終了している場合等には、翌年度及び翌々年度に一般講習等を受講させて下さい。

(通知文の例2)

平成 年 月 日

貨物自動車運送事業者 あて

通大臣が認定する講習。以下「一般講習等」という。)については、貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第2項の規定に基づき、運輸支局長が行う研修に代えることとしたので通知します。

このため、同規則第23条第1項の規定に基づき、下記の各号に掲げる運行管理者について、それぞれ各号の要領に従って一般講習等を必ず受講させるようお願いします。

記

1. 平成 年度中に死者又は重傷者を生じた事故(自動車事故報告規則第2条第2号に掲げる事故。以下「事故」をいう。)を惹起していない営業所及び貨物自動車運送事業法の規定のうち輸送の安全確保に係るものに対する違反(以下「輸送の安全確保違反」という。)による行政処分を受けていない営業所の運行管理者

(前年度に受講していない場合)

前年度に一般講習等を受講していない運行管理者に対して一般講習等を受講させて下さい。ただし、これにかかわらず、前年度までに3.の運行管理者として本年度の一般講習等を受講させることとなっている者については受講させて下さい。

2. 初めて選任届出をした運行管理者

平成 年度中に初めて選任届出をした運行管理者に対しては、1.にかかわらず本年度の一般講習等を受講させて下さい。

なお、選任届出を行った時点において、本年度に予定されている一般講習等が全て終了している場合等には、翌年度の一般講習等を受講させて下さい。

3. 事故を惹起した営業所又は輸送の安全確保違反をして行政処分を受けた営業所の運行管理者

平成 年度中に事故を惹起した営業所又は輸送の安全確保違反をして行政処分を受けた営業所の運行管理者に対しては、本年度及び翌年度に一般講習等を受講させて下さい。

なお、当該事由の発生した時点において、本年度に予定されている一般講習等が全て終了している場合等には、翌年度及び翌々年度に一般講習等を受講させて下さい。

(通知文の例2)

平成 年 月 日

貨物自動車運送事業者 あて

平成 年度 運行管理者特別講習の実施について

平成 年度に独立行政法人自動車事故対策機構 支所が実施する特別講習（国土交通大臣が認定する講習。）については、貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第2項の規定に基づき、運輸支局長が行う研修に代えることとしたので通知します。

このため、同規則第23条第1項の規定に基づき、下記の各号に掲げる運行管理者について、それぞれ各号の要領に従って特別講習を必ず受講させるよう通知します。

記

1. 死者又は重傷者を生じた事故（自動車事故報告規則第2条第2号に掲げる事故。以下「事故」をいう。）を惹起した営業所又は貨物自動車運送事業法の規定のうち輸送の安全確保に係るものに対する違反（以下「輸送の安全確保違反」という。）による行政処分を受けた営業所の運行管理者

統括運行管理者 殿
運行管理者 殿

平成 年度中に事故を惹起した営業所又は輸送の安全確保違反をして行政処分を受けた営業所の運行管理者又は統括運行管理者に対しては、本年度に特別講習を受講させて下さい。

なお、当該事由の発生した時点において、本年度に予定されている特別講習が全て終了している場合等には、翌年度に特別講習を受講させて下さい。

平成 年度 運行管理者特別講習の実施について

平成 年度に独立行政法人自動車事故対策機構 支所が実施する特別講習（国土交通大臣が認定する講習。）については、貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第2項の規定に基づき、運輸支局長が行う研修に代えることとしたので通知します。

このため、同規則第23条第1項の規定に基づき、下記の各号に掲げる運行管理者について、それぞれ各号の要領に従って特別講習を必ず受講させるようお願いいたします。

記

1. 事故を惹起した営業所又は輸送の安全確保違反をして行政処分を受けた営業所の運行管理者

統括運行管理者 殿
運行管理者 殿

平成 年度中に事故を惹起した営業所又は輸送の安全確保違反をして行政処分を受けた営業所の運行管理者又は統括運行管理者に対しては、本年度に特別講習を受講させて下さい。

なお、当該事由の発生した時点において、本年度に予定されている特別講習が全て終了している場合等には、翌年度に特別講習を受講させて下さい。

貨物自動車運送事業運行管理者 選任(解任)届出書

年 月 日

殿

届出者の氏名
又は名称
届出者の住所
営業所の名称
及び所在地

事業者の種類	総数	うち一般車両数 (被牽引車を除く)	うち運行車数 (被牽引車を除く)	うち被牽引車数
事業用自動車の台数	台	台	台	台

選任年月日等	
年月日	兼職の有無
年月日	有()・無
解任等年月日	
年月日	理由
年月日	
運行管理者氏名	
氏名(フリガナ)	生年月日
年月日	
資格者証番号	
番号	交付年月日
年月日	

選任年月日等	
年月日	兼職の有無
年月日	有()・無
解任等年月日	
年月日	理由
年月日	
運行管理者氏名	
氏名(フリガナ)	生年月日
年月日	
資格者証番号	
番号	交付年月日
年月日	

選任年月日等	
年月日	兼職の有無
年月日	有()・無
解任等年月日	
年月日	理由
年月日	
運行管理者氏名	
氏名(フリガナ)	生年月日
年月日	
資格者証番号	
番号	交付年月日
年月日	

(日本工業規格A列4番型)

(裏)

選任年月日等	
年月日	兼職の有無
年月日	有()・無
解任等年月日	
年月日	理由
年月日	
運行管理者氏名	
氏名(フリガナ)	生年月日
年月日	
資格者証番号	
番号	交付年月日
年月日	

選任年月日等	
年月日	兼職の有無
年月日	有()・無
解任等年月日	
年月日	理由
年月日	
運行管理者氏名	
氏名(フリガナ)	生年月日
年月日	
資格者証番号	
番号	交付年月日
年月日	

選任年月日等	
年月日	兼職の有無
年月日	有()・無
解任等年月日	
年月日	理由
年月日	
運行管理者氏名	
氏名(フリガナ)	生年月日
年月日	
資格者証番号	
番号	交付年月日
年月日	

備考	
----	--

(記載事項)

1. 事業の種類については、該当するものを一つ選択すること。
2. 事業用自動車の台数については、種別毎に入力すること。
3. 選任年月日等欄の兼職の有無については、該当項目を選択し、有の場合はその職名及び職務内容等を入力すること。
4. 選任年月日等欄の理由については、転勤・職制変更、法第20条の返納等を入力すること。
5. 複数の運行管理者を選任する営業所については、統括運行管理者を選任し、選任情報記入欄の該当箇所に統括運行管理者氏名、選任年月日等指定された情報を入力すること。

(注意事項)

運行管理者選任届けの際には、資格者証の写しを添付すること。またそれができない場合は、別途届出窓口の支局に出頭し、資格者証又は資格者証の写しを提示するか、資格者証の写しを支局に郵送すること。

貨物自動車運送事業運行管理者 選任(解任)届出書

年 月 日

殿

届出者の氏名
又は名称
届出者の住所
営業所の名称
及び所在地

事業者の種類	総数	うち一般車両数 (被牽引車を除く)	うち運行車数 (被牽引車を除く)	うち被牽引車数
事業用自動車の台数	台	台	台	台

選任年月日等	
年月日	兼職の有無
年月日	有()・無
解任等年月日	
年月日	理由
年月日	
運行管理者氏名	
氏名(フリガナ)	生年月日
年月日	
資格者証番号	
番号	交付年月日
年月日	

選任年月日等	
年月日	兼職の有無
年月日	有()・無
解任等年月日	
年月日	理由
年月日	
運行管理者氏名	
氏名(フリガナ)	生年月日
年月日	
資格者証番号	
番号	交付年月日
年月日	

選任年月日等	
年月日	兼職の有無
年月日	有()・無
解任等年月日	
年月日	理由
年月日	
運行管理者氏名	
氏名(フリガナ)	生年月日
年月日	
資格者証番号	
番号	交付年月日
年月日	

(日本工業規格A列4番型)

(裏)

選任年月日等	
年月日	兼職の有無
年月日	有()・無
解任等年月日	
年月日	理由
年月日	
運行管理者氏名	
氏名(フリガナ)	生年月日
年月日	
資格者証番号	
番号	交付年月日
年月日	

選任年月日等	
年月日	兼職の有無
年月日	有()・無
解任等年月日	
年月日	理由
年月日	
運行管理者氏名	
氏名(フリガナ)	生年月日
年月日	
資格者証番号	
番号	交付年月日
年月日	

選任年月日等	
年月日	兼職の有無
年月日	有()・無
解任等年月日	
年月日	理由
年月日	
運行管理者氏名	
氏名(フリガナ)	生年月日
年月日	
資格者証番号	
番号	交付年月日
年月日	

備考	
----	--

(記載事項)

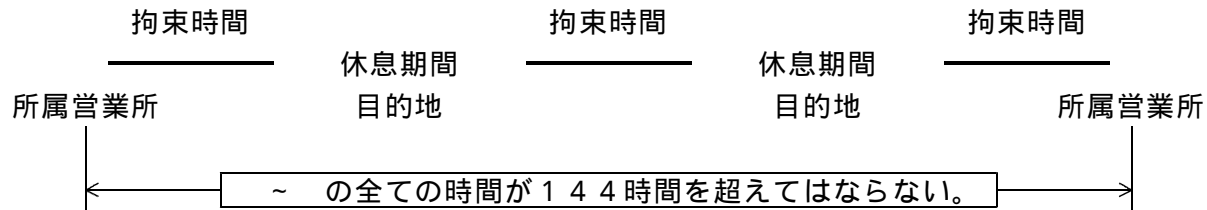
1. 事業の種類については、該当するものを一つ選択すること。
2. 事業用自動車の台数については、種別毎に入力すること。
3. 選任年月日等欄の兼職の有無については、該当項目を選択し、有の場合はその職名及び職務内容等を入力すること。
4. 選任年月日等欄の理由については、転勤・職制変更、法第20条の返納等を入力すること。
5. 複数の運行管理者を選任する営業所については、統括運行管理者を選任し、選任情報記入欄の該当箇所に統括運行管理者氏名、選任年月日等指定された情報を入力すること。

(注意事項)

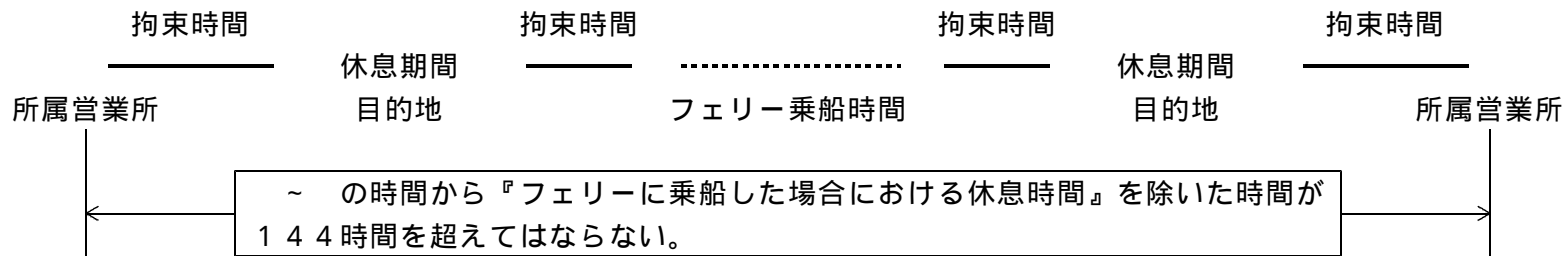
運行管理者選任届けの際には、資格者証又はその写しを添付すること。またそれができない場合は、別途申請窓口の支局に出頭し、資格者証又は資格者証の写しを提示するか、資格者証の写しを支局に郵送すること。

運行期間の制限について

運行期間



運行途中フェリーに乗船した場合の運行期間

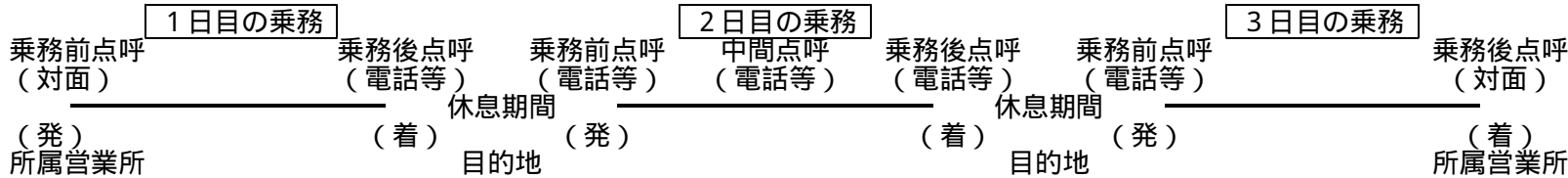


フェリー乗船時間から2時間（拘束時間として取り扱う時間）を差し引いた時間が『フェリーに乗船した場合における休息期間』となる。

詳細：改善基準告示第4条第3項に基づく労働省労働基準局長の定め（平成元年3月1日付け、基発第92号「一般乗用旅客自動車運送事業以外の事業に従事する自動車運転者の拘束時間及び休息期間の特例について」）

中間点呼及び運行指示書について

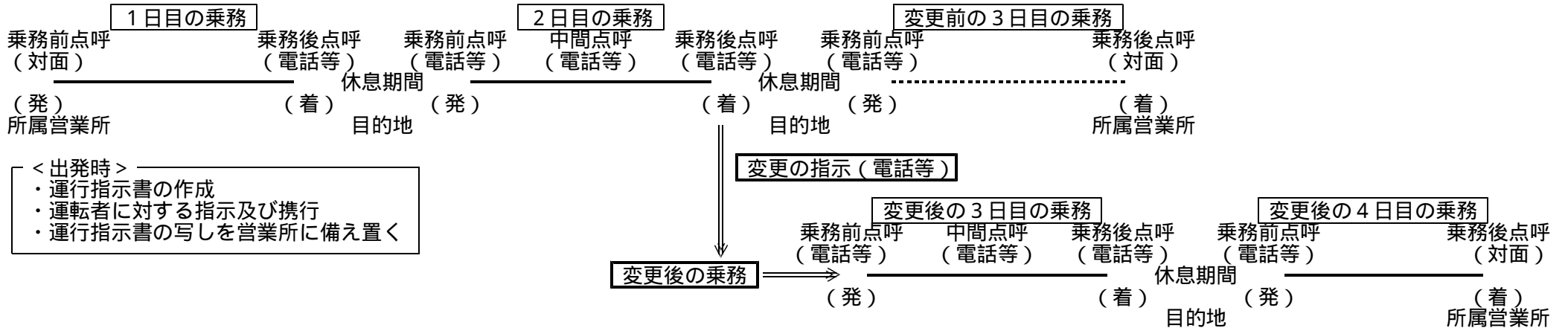
中間点呼及び運行指示書の必要な運行



- < 出発時 >
- ・ 運行指示書の作成
 - ・ 運転者に対する指示及び携行
 - ・ 運行指示書の写しを営業所に備え置く

中間点呼は、乗務前後の点呼がいずれも対面で行えない乗務の場合のみ実施すればよい。

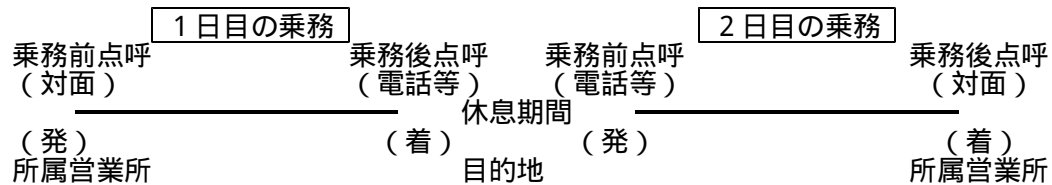
出発時 の運行予定であったものが、運行途中変更となる場合



- < 出発時 >
- ・ 運行指示書の作成
 - ・ 運転者に対する指示及び携行
 - ・ 運行指示書の写しを営業所に備え置く

- < 変更に伴い >
- 運行管理者：運行の変更により、営業所にある運行指示書の写しを訂正し、運転者に電話等により指示する。
 - 運転者：変更の指示を受け、運行指示書を訂正し、運行する。

中間点呼及び運行指示書の必要のない運行

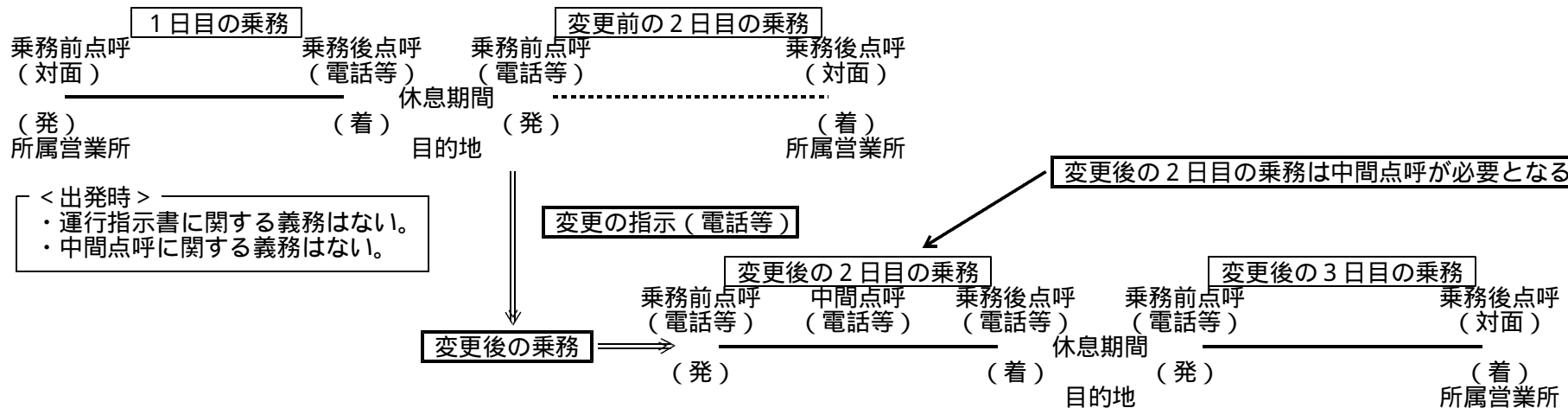


< 出発時 >

- ・ 運行指示書に関する義務はない。
- ・ 中間点呼に関する義務はない。

乗務の前又は後の点呼が対面により行う乗務の場合は、中間点呼の実施義務はない。

出発時 の運行予定であったものが、運行途中で変更となる場合



< 出発時 >

- ・ 運行指示書に関する義務はない。
- ・ 中間点呼に関する義務はない。

< 変更に伴い >

運行管理者： ~ までの運行指示書を作成し、運転者に電話等により指示する。

運転者： 変更の指示を受け、指示内容を乗務記録に記録し、運行終了後、提出する。

(報告書の例 1)

I T 点呼に係る報告書

(新規)

平成 年 月 日

運輸局 運輸支局長 殿

住 所 _____

氏名又は名称 _____

代表者氏名 _____ 印

(連絡先) 担当者 _____ 電話番号 _____

I T 機器を用いた点呼を下記営業所間で行いたいのので関係書類を添えて報告します。

記

1 . I T 点呼を行う営業所

営業所名称 (I T 点呼 実施側又は I T 点呼を 受ける側の 別を記載)	営業所の位置	G マーク認定番号及び 認定の有効期間	営業所に設置 する I T 機器 の名称	閑散時間帯 (I T 点呼 を行う時間 帯)

2 . I T 点呼開始予定日 平成 年 月 日

3 . 添付書類

I T 機器のパフレット等、性能が分かる書面

(報告書の例 2)

I T 点呼に係る報告書

(変更・終了)

平成 年 月 日

運輸局 運輸支局長 殿

住 所 _____

氏名又は名称 _____

代表者氏名 _____ 印

(連絡先) 担当者 _____ 電話番号 _____

I T 機器を用いた点呼を下記のとおり (変更・終了) したいので報告します。

記

1 . 変更又は終了営業所

営業所名称 (I T 点呼 実施側又は I T 点呼を 受ける側の 別を記載)	営業所の位置	・ 終了の場合「終了」 ・ 追加の場合 「 G マーク認定番号及 び認定の有効期間」	営業所に設置 する I T 機器 の名称	閑散時間帯 (I T 点呼 を行う時間 帯)

2 . 変更日又は終了日 平成 年 月 日

3 . 添付書類

追加、変更される I T 機器のパフレット等、性能が分かる書面

(報告書の例1)

グループ企業間での対面による点呼に係る報告書

(新規)

平成 年 月 日

運輸局 運輸支局長 殿

住	所
氏名又は名称	
代表者氏名	印
(連絡先)	担当者 電話番号
住	所
氏名又は名称	
代表者氏名	印
(連絡先)	担当者 電話番号

下記営業所間で対面による点呼を行いたいので関係書類を添えて報告します。

記

1. 点呼を行う営業所

営業所名称 (点呼の実 施側又は点 呼の受側の 別を記載)	営業所の位置	Gマーク認定番号 及び認定の有効期間	閑散時間帯 (当該点呼を行う時 間帯)

2. 開始予定日 平成 年 月 日

3. 添付書類

資本関係があるグループ企業であることを示す書類及び双方の営業所の位置を示す図面

(報告書の例 2)

グループ企業間での対面による点呼に係る報告書

(変更・終了)

平成 年 月 日

運輸局 運輸支局長 殿

住 所	_____		
氏名又は名称	_____		
代表者氏名	_____	印	_____
(連絡先) 担当者	_____	電話番号	_____
住 所	_____		
氏名又は名称	_____		
代表者氏名	_____	印	_____
(連絡先) 担当者	_____	電話番号	_____

下記営業所間における対面による点呼を下記のとおり(変更・終了)したいので報告します。

記

1. 変更又は終了営業所

営業所名称 (点呼の実施側又は点呼の受側の別を記載)	営業所の位置	・終了の場合「終了」 ・変更の場合 「Gマーク認定番号 及び認定の有効期間」	閑散時間帯 (当該点呼を行う時間帯)

2. 変更日又は終了日 平成 年 月 日

3. 添付書類

新たに実施営業所を追加する変更を行う場合は、資本関係があるグループ企業であることを示す書類及び双方の営業所の位置を示す図面

(別添)

(表)

貨物自動車運送事業運行管理者 選任(解任)届出書

年 月 日

殿

届出者の氏名
又は名称

届出者の住所

営業所の名称
及び所在地

事業者の種類			
事業用自動車の台数	総数	うち一般車両数 (被牽引車を除く)	うち運行車数 (被牽引車を除く)
	台	台	台

選任年月日等	
年 月 日	兼 職 の 有 無
年 月 日	有 () ・ 無
解任等年月日	
年 月 日	理 由
年 月 日	
運行管理者氏名	
氏名 (フリガナ)	生 年 月 日
	年 月 日
資格者証番号	
番 号	交付年月日
	年 月 日

選任年月日等	
年 月 日	兼 職 の 有 無
年 月 日	有 () ・ 無
解任等年月日	
年 月 日	理 由
年 月 日	
運行管理者氏名	
氏名 (フリガナ)	生 年 月 日
	年 月 日
資格者証番号	
番 号	交付年月日
	年 月 日

選任年月日等	
年 月 日	兼 職 の 有 無
年 月 日	有 () ・ 無
解任等年月日	
年 月 日	理 由
年 月 日	
運行管理者氏名	
氏名 (フリガナ)	生 年 月 日
	年 月 日
資格者証番号	
番 号	交付年月日
	年 月 日

(日本工業規格A列4番型)

(裏)

選任年月日等	
年 月 日	兼 職 の 有 無
年 月 日	有 () ・ 無
解任等年月日	
年 月 日	理 由
年 月 日	
運行管理者氏名	
氏名 (フリガナ)	生 年 月 日
	年 月 日
資格者証番号	
番 号	交 付 年 月 日
	年 月 日

選任年月日等	
年 月 日	兼 職 の 有 無
年 月 日	有 () ・ 無
解任等年月日	
年 月 日	理 由
年 月 日	
運行管理者氏名	
氏名 (フリガナ)	生 年 月 日
	年 月 日
資格者証番号	
番 号	交 付 年 月 日
	年 月 日

選任年月日等	
年 月 日	兼 職 の 有 無
年 月 日	有 () ・ 無
解任等年月日	
年 月 日	理 由
年 月 日	
運行管理者氏名	
氏名 (フリガナ)	生 年 月 日
	年 月 日
資格者証番号	
番 号	交 付 年 月 日
	年 月 日

備 考	
-----	--

(記載事項)

1. 事業の種類については、該当するものを一つ選択すること。
2. 事業用自動車の台数については、種別毎に入力すること。
3. 選任年月日等欄の兼職の有無については、該当項目を選択し、有の場合はその職名及び職務内容等を入力すること。
4. 選任年月日等欄の理由については、転勤・職制変更、法第20条の返納等を入力すること。
5. 複数の運行管理者を選任する営業所については、統括運行管理者を選任し、選任情報記入欄の該当箇所に統括運行管理者氏名、選任年月日等指定された情報を入力すること。

(注意事項)

運行管理者選任届けの際には、資格者証の写しを添付すること。またそれができない場合は、別途届出窓口の支局に出頭し、資格者証又は資格者証の写しを提示するか、資格者証の写しを支局に郵送すること。

別添
(通知文の例 1)

平成 年 月 日

貨物自動車運送事業者 あて

国土交通省 運輸局 運輸支局長

平成 年度 運行管理者一般講習又は基礎講習の実施について

平成 年度に独立行政法人自動車事故対策機構 支所が実施する標記講習（国土交通大臣が認定する講習。以下「一般講習等」という。）については、貨物自動車運送事業輸送安全規則第 2 3 条第 2 項の規定に基づき、 運輸支局長が行う研修に代えることとしたので通知します。

このため、同規則第 2 3 条第 1 項の規定に基づき、下記の各号に掲げる運行管理者について、それぞれ各号の要領に従って一般講習等を必ず受講させるよう通知します。

記

- 1 . 平成 年度中に死者又は重傷者を生じた事故（自動車事故報告規則第 2 条第 2 号に掲げる事故。以下「事故」という。）を惹起していない営業所及び貨物自動車運送事業法の規定のうち輸送の安全確保に係るものに対する違反（以下「輸送の安全確保違反」という。）による行政処分を受けていない営業所の運行管理者

(前年度に受講していない場合)

前年度に一般講習等を受講していない運行管理者に対して一般講習等を受講させて下さい。ただし、これにかかわらず、前年度までに 3 . の運行管理者として本年度の一般講習等を受講させることとなっている者については受講させて下さい。

- 2 . 初めて選任届出をした運行管理者

平成 年度中に初めて選任届出をした運行管理者に対しては、 1 . にかかわらず本年度の一般講習等を受講させて下さい。

なお、選任届出を行った時点において、本年度に予定されている一般講習等が全て終了している場合等には、翌年度の一般講習等を受講させて下さい。

- 3 . 事故を惹起した営業所又は輸送の安全確保違反をして行政処分を受けた営業所の運行管理者

平成 年度中に事故を惹起した営業所又は輸送の安全確保違反をして行政処分を受けた営業所の運行管理者に対しては、本年度及び翌年度に一般講習等を受講させて下さい。

なお、当該事由の発生した時点において、本年度に予定されている一般講習等が全て終了している場合等には、翌年度及び翌々年度に一般講習等を受講させて下さい。

平成 年 月 日

貨物自動車運送事業者 あて

国土交通省 運輸局 運輸支局長

平成 年度 運行管理者特別講習の実施について

平成 年度に独立行政法人自動車事故対策機構 支所が実施する特別講習（国土交通大臣が認定する講習。）については、貨物自動車運送事業輸送安全規則第 2 3 条第 2 項の規定に基づき、運輸支局長が行う研修に代えることとしたので通知します。

このため、同規則第 2 3 条第 1 項の規定に基づき、下記の各号に掲げる運行管理者について、それぞれ各号の要領に従って特別講習を必ず受講させるよう通知します。

記

- 1 . 死者又は重傷者を生じた事故（自動車事故報告規則第 2 条第 2 号に掲げる事故。以下「事故」をいう。）を惹起した営業所又は道路運送法の規定のうち輸送の安全確保に係るものに対する違反（以下「輸送の安全確保違反」という。）による行政処分を受けた営業所の運行管理者

統括運行管理者 _____ 殿
運行管理者 _____ 殿

平成 年度中に事故を惹起した営業所又は輸送の安全確保違反をして行政処分を受けた営業所の運行管理者又は統括運行管理者に対しては、本年度に特別講習を受講させて下さい。

なお、当該事由の発生した時点において、本年度に予定されている特別講習が全て終了している場合等には、翌年度に特別講習を受講させて下さい。